

第2次阿蘇市総合計画 (後期基本計画)



第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定にあたって



平成17年2月に誕生した阿蘇市では、新たなまちづくりの指針となる「第1次阿蘇市総合計画」を策定し、市民の皆様の知恵と工夫、参加をいただきながら、教育・医療・福祉・防災・経済など、市民生活の向上・充実に努めてまいりました。

阿蘇市となり16年が経過した今日でも、少子・高齢化や、若年層を中心とした都市部への人口流出による地域の担い手不足は大きな課題です。加えて、度重なる自然災害からの復旧復興など、多くの課題が山積し、かつ多様化・複雑化しています。

このような中、基礎自治体の果たすべき役割は、復旧・復興から発展へと持続可能な地域社会を築きあげることが重要であると考え、この度「第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）」を策定いたしました。

本計画策定にあたり、平成28年熊本地震により被災した国道、鉄道などの交通インフラの開通に併せた地域経済対策に取り組み、新しい時代の幕開けを予感していました。しかしながら新型コロナウイルス感染症による影響は、様々な分野に大きなダメージを与え続けています。

このような危機的状況を踏まえ、阿蘇市が未来永劫にわたり魅力あるまちであり続けるために、今後も、あらゆる可能性を求め、情報収集とソフト・ハードの発展的な創意工夫を行いつつも、揺るぎない財政健全化と地域活性化対策を講じ、市民の皆様方とともに確実な歩みを進めたいと考えております。今後とも一層のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたって貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、慎重なるご審議を賜りました総合計画策定審議会委員の皆様方、関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和3年9月

佐藤義興

— 目 次 —

第1章 序論

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の基本的な考え方	2
3 計画の構成と期間	4
4 阿蘇市の現状	6
5 持続可能な開発目標（SDGs）に対する取り組み	11

第2章 基本構想

1 基本構想の目的	14
2 基本構想の期間	14
3 将来都市像	14
4 基本理念	15
5 基本目標	16
6 基本構想の体系図	19
7 施策の大綱	20
8 計画の推進に向けて	21

第3章 基本計画

第1節 基本計画の柱	24
------------	----

第2節 重点政策「復旧・復興プロジェクト」

政策1「発展」 復旧・復興からの発展	25
実施施策1	29
実施施策2	30

第3節 基幹政策「チャレンジプロジェクト」

政策2「躍進」 経済部	31
実施施策3	35
実施施策4	36
実施施策5	37
実施施策6	38
政策3「元気」 教育部	39
実施施策7	42

政策 4 「健康」	市民部・阿蘇医療センター	43
実施施策 8		48
実施施策 9		49
実施施策 10		50
実施施策 11		51
実施施策 12		52
政策 5 「安全」	土木部・水道局	53
実施施策 13		58
実施施策 14		59
実施施策 15		60
政策 6 「安心」	総務部	61
実施施策 16		67
実施施策 17		68
実施施策 18		69
実施施策 19		70
実施施策 20		71

資 料 編

1	計画策定の経緯	73
2	策定体制	74
3	策定審議会委員	75
4	諮問書	76
5	答申書	77
6	SDGs 対応表	78

市のイメージキャラクター



市 章



阿蘇市の市章は全国 1,783 点の応募の中から選出され、阿蘇市のローマ字の「A」「S」をモチーフに、阿蘇市の基本理念である「緑いきづく火の神の里」のイメージを表し、阿蘇市の魅力と活気あふれる繁栄発展を表現しています。

(平成 16 年 11 月 22 日制定)

市のシンボル

市花『リンドウ』



市木『ミヤマキリシマ』



市鳥『キジ』



(平成 17 年 12 月 9 日制定)

市民憲章

わたしたちは、恵まれた悠久の大自然と歴史と文化に包まれた、誇りある阿蘇市民です。その自覚と責任を持ち、人間性豊かで、知性と気品に充ち、活力あるまちづくりを目指して、ここに市民憲章を定めます。

- 第 1 章 自然と郷土を愛し、美しいまちをつくります。
- 第 2 章 互いに協力し、元気ではたらき活力に満ちたまちをつくります。
- 第 3 章 きまりを守り、誠をつくし、豊かで思いやりのあるまちをつくります。
- 第 4 章 文化を継承し、教養を高め、情操を育てて格調高いまちをつくります。
- 第 5 章 伝統を重んじ、創意工夫をし、希望にあふれるまちをつくります。

(平成 18 年 9 月 15 日制定)

第2次阿蘇市総合計画

第1章 序論

「人がつながり 創りだす 新しい阿蘇」

～ONLY ONEの世界へ～

チャレンジが始まります

1 計画策定の趣旨

平成17年2月に2町1村の合併により誕生した阿蘇市は、平成18年度を初年度とした『第1次阿蘇市総合計画』を策定し、阿蘇市の将来像の実現に向け、多様な地域資源を活用した取り組みの推進や、あらゆる分野における活力あるひとづくり等により、市民一人一人が誇りをもって、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めてきました。

しかし一方では、人口減少や少子高齢化問題をはじめとする社会情勢の変化や、度重なる大規模な自然災害の発生そして、世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症のまん延等々によって本市を取り巻く状況はさらに厳しさを増しており、将来の見通しが非常に不透明となっています。

このような社会・経済情勢の変化と、第1次阿蘇市総合計画の達成状況を踏まえ、国・県の計画や地方創生の動きを視野に入れつつ、新たな市民ニーズに対応するため、平成29年度に『第2次阿蘇市総合計画（基本構想・前期基本計画）』を策定、今回、令和3年度から令和6年度までの『第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）』を策定しました。

2 計画策定の基本的な考え方

（1）計画の役割

総合計画は、今後のまちづくりの基本指針として、どのようなまちを創造していくのか、その方向性を示す「まちづくりの基本計画」であり、様々な分野で策定される各種計画書等の最上位計画となるものです。

（2）計画策定の基本的な方向

第1次総合計画では、阿蘇市建設計画を基に、「緑いきづく火の神の里～豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して～」を将来像として掲げ、数々の施策を展開してきました。

第2次総合計画においては、阿蘇市建設計画を基本としながら、度重なる自然災害を乗り越え、新しい阿蘇市となるべく



を新たな将来都市像として掲げ、地域の特性に更なる磨きをかけることで、本市の魅力（阿蘇市らしさ）を最大限に発揮できる計画として、まちづくりに取り組んでいきます。

（３）社会・経済情勢の変化への対応

国による様々な施策によって各種経済指標は好転しつつあるものの、地方への波及は実感できない状況にあります。そのため、今後の社会・経済情勢の変化を十分注視しながら、計画の推進を図ります。

（４）目標指標の設定及び評価

目指す方向性や目標を数値として掲げ、まちづくりの成果と取り組みの検証及び達成状況を客観的に評価するとともに、評価結果を踏まえた着実な計画の推進を図ります。

（５）阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合

第2期 阿蘇市版総合戦略を令和2年3月に策定し、「2060年の人口20,000人を維持」「転入転出の増減割合を±0に抑制」「現状の合計特殊出生率1.7を維持」を目標に掲げ、それらを達成するための4つの基本目標を設定しました。

総合戦略では、人口減少と地域経済の縮小の克服を主に取り組むべき施策として示していることから、第2次総合計画に包含されるものであります。そのため、総合戦略に位置づけられる施策については、第2次総合計画においても重点的に取り組むべき施策とします。

阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間 令和2年度～令和6年度（5ヵ年間）
--

また、個別計画についても、総合計画の検討に併せて必要に応じた見直しを行うなど、総合計画を踏まえた内容となるよう努めます。

3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合計画は、①基本構想、②基本計画、③実施計画で構成します。

①基本構想

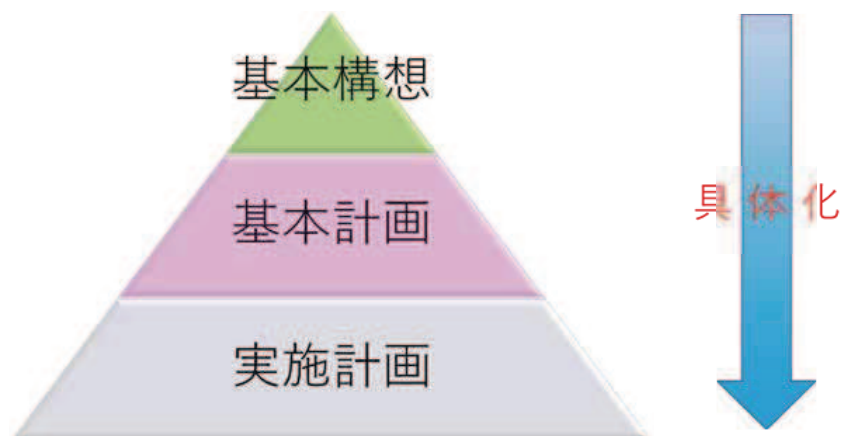
まちづくりの総合的かつ長期的な指針として、基本理念と目指す将来都市像を掲げ、実現するための基本的な目標を定めたもので、平成29年度を初年度として令和6年度を目標年度とする8ヵ年計画とします。

②基本計画

基本構想で定めた将来都市像を実現するため、推進していく取り組みを体系的に示したもので、計画期間は前期4年間（平成29年度～令和2年度）、後期4年間（令和3年度～令和6年度）とします。

③実施計画

基本計画に掲げられる政策を実施していくための具体的な事業及び財政計画を示すもので、計画期間は3年間でローリング方式により毎年度見直します。



(2) 計画の期間

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
基本構想			基本構想（8年）							
基本計画			前期基本計画（4年）				後期基本計画（4年）			
実施計画			実施計画（3年）							
		評価 見直し	実施計画（3年）							
		実績	評価 見直し	実施計画（3年）						
		実績	実績	評価 見直し	実施計画（3年）					
		実績	実績	実績	評価 見直し	実施計画（3年）				
		実績	実績	実績	実績	評価 見直し	実施計画（3年）			
建設計画	建設計画				建設計画 ※5年延長					
総合戦略	総合戦略（第1期）				総合戦略（第2期）					
市長マニフェスト										

4 阿蘇市の現状

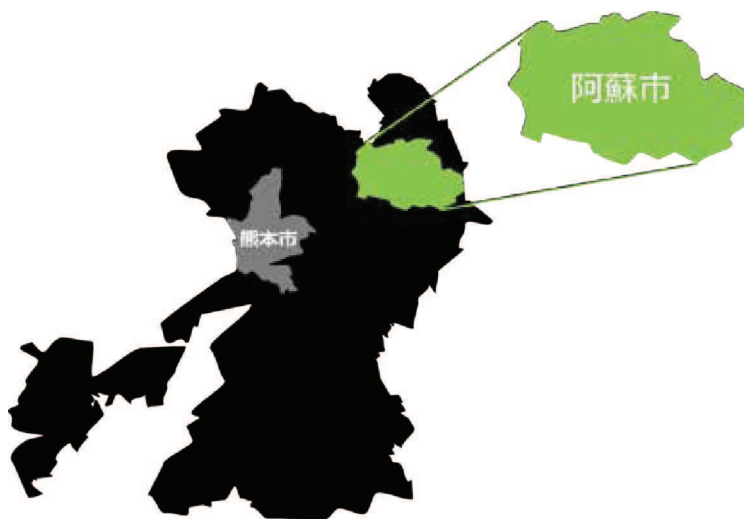
阿蘇市の位置

(1) 地理的特性

①位置・地形

阿蘇市は、熊本県の北東部、阿蘇地域の中央部に位置しており、熊本県と大分県の県境を有し、大分県の2市を含めて8つの市町村と隣接しています。

市域は、東西約 30 km、南北 17 km で、面積は 376.30 km² となります。



地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と、それを取り巻く阿蘇外輪地域で形成されています。市の大部分が阿蘇くじゅう国立公園内にあり、野焼きに代表される人と自然の共生によって守られてきた広大な草原や、オオルリシジミをはじめとする阿蘇特有の希少動植物など、豊富な自然と様々な地域資源に恵まれています。これらの地域資源は、世界的に高く評価され、世界ジオパーク及び世界農業遺産に認定されています。

土地の利用状況（令和元年 10 月 1 日現在） 上段 面積（ha）、下段 割合

田	畑	国有林	民有林	原野等	水面	河川	水路
4,590	4,670	1,440	19,705	2,921	0	685	348
12%	13%	4%	52%	8%	0%	2%	1%
一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他住宅地	その他	合計
834	398	72	751	40	436	740	37,630
2%	1%	0%	2%	0%	1%	2%	100%

資料：土地利用現況把握調査

②気候

本市は、海拔高度が 400m を越す山地型の気候で、年平均気温は約 13℃と四季を通じて比較的冷涼であり、夏季は避暑地として多くの観光客が訪れています。年間降水量は約 3,000 mm と多雨な地域で、その豊富な雨水が阿蘇の大地を潤し、地下水源や河川となって多くの住民に利用されています。

③交通

本市の交通網は、東西に横断するＪＲ豊肥本線と、それに並行して走る国道５７号、南北を縦断して大分県日田市を結ぶ国道２１２号、大分県別府市を結ぶ主要地方道別府一の宮線（通称やまなみハイウェイ）、南阿蘇地域を結ぶ国道２６５号となっています。主要都市までの交通アクセスは、熊本市中心部まで約５０km、福岡市中心部まで約１４５km、大分市中心部まで約７５km、阿蘇くまもと空港は約３５kmとなります。

国道５７号は、４車線化の推進により熊本・阿蘇間の時間短縮が図られてきましたが、平成２８年熊本地震により一部区間が通行不能となったことから、北側復旧ルートの新設及び現道の復旧が進められ、令和２年１０月３日に２ルートともに開通しました。また、ＪＲ豊肥本線は、肥後大津駅～阿蘇駅間で不通となっていたが、令和２年８月８日に全線開通となりました。

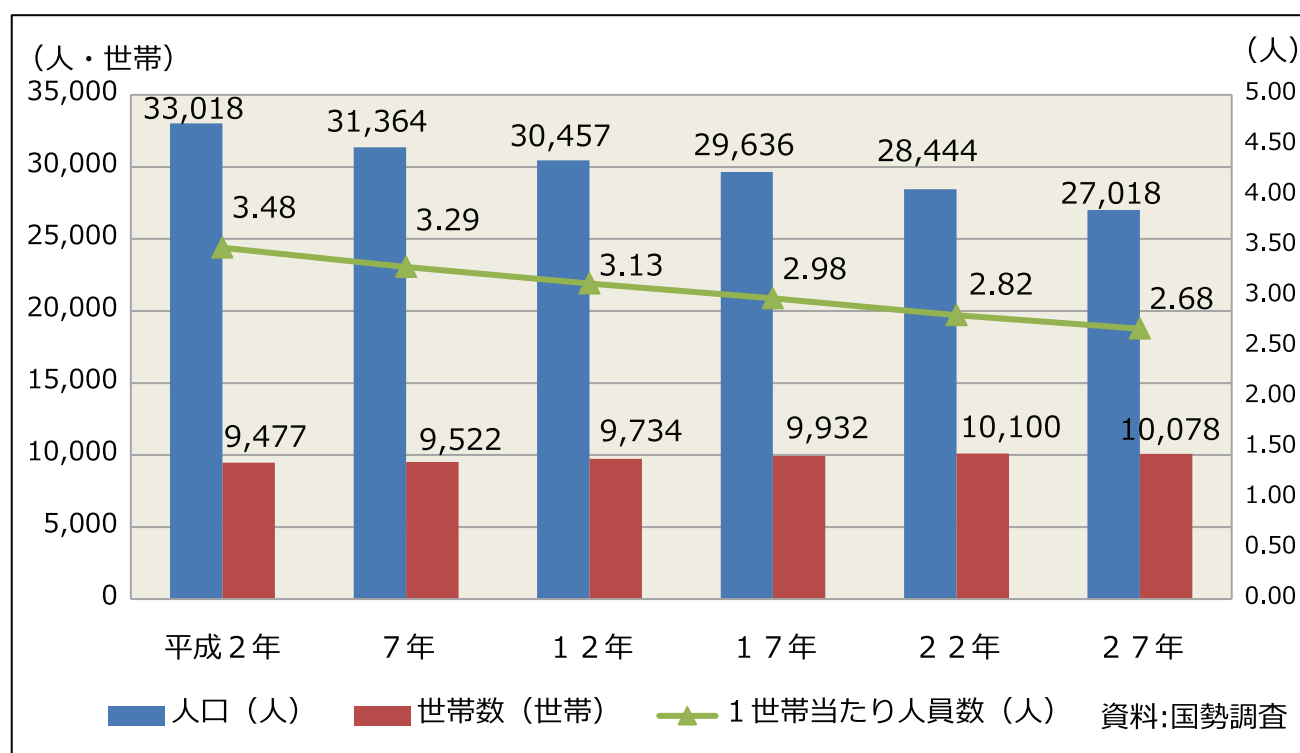
（２）人口

①人口・世帯数

平成２７年国勢調査による本市の人口は２７,０１８人で、平成２２年の２８,４４４人から約１,５００人減少しています。昭和３０年にピークを迎えて以降減少が続いており、転出が転入を上回る「社会減」を抑制する取り組みが求められています。

世帯数は、人口の減少に反して増加しているため、１世帯当たりの人口は減少を続けており、世帯の小規模化が進んでいます。

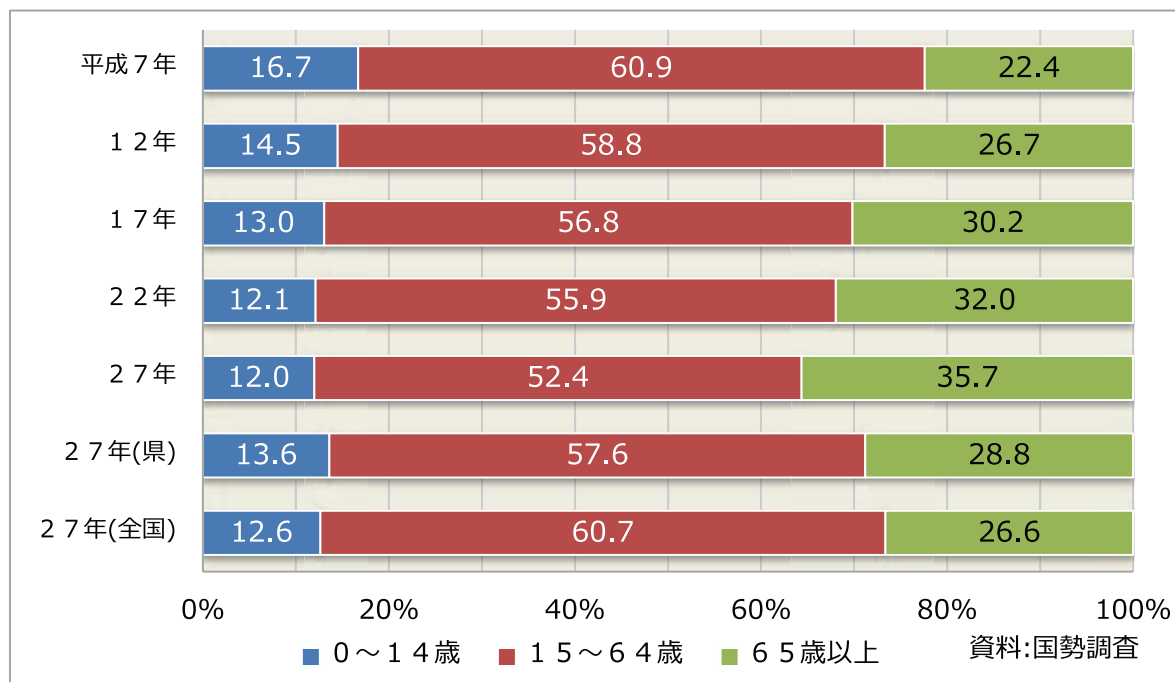
人口・世帯数・世帯規模の推移



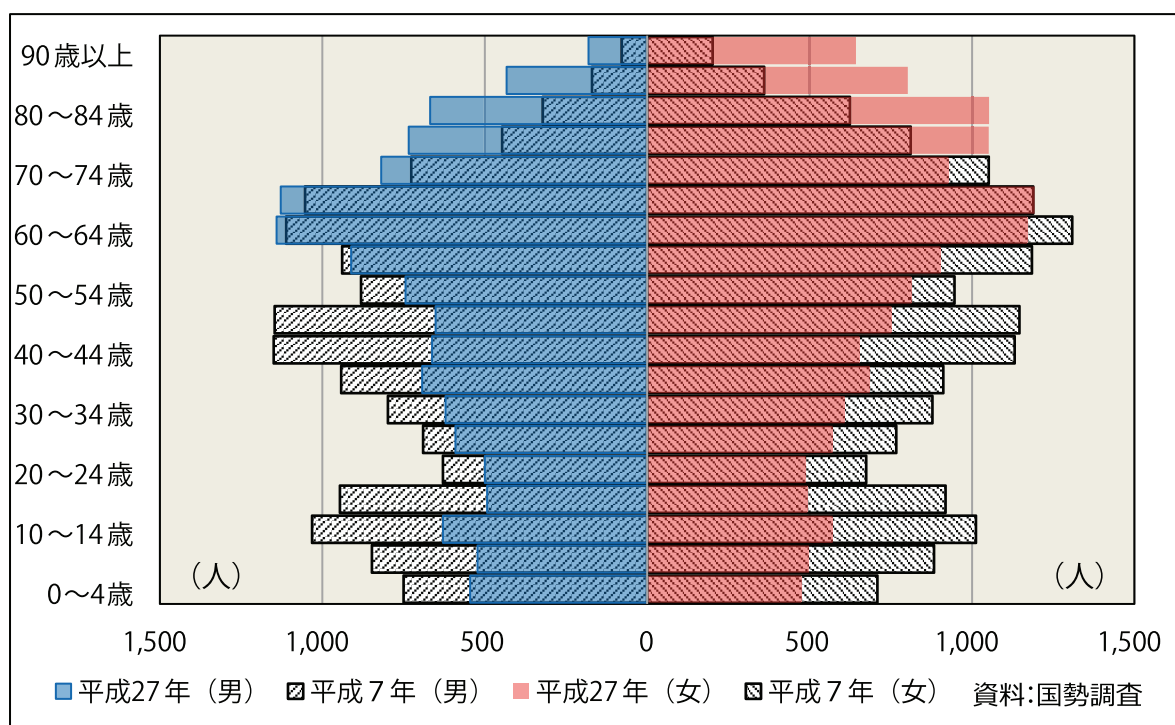
②年齢構成

平成27年国勢調査では、0～14歳の年少人口が3,239人（12.0%）、15～64歳の生産年齢人口が14,143人（52.4%）、65歳以上の老年人口が9,633人（35.7%）です。平成7年と平成27年を比較すると、高齢化率は13.3%の増加、生産年齢人口は8.5%の減少となっています。中でも高齢化率は、熊本県や全国の結果より高く推移しており、高齢化が進行している状況にあります。

年齢階層別人口構成比の推移



人口ピラミッド（平成27年と平成7年の比較）



(3) 産業

自然環境に恵まれた阿蘇市では、それぞれの地域性や環境に応じた多様な産業が営まれています。

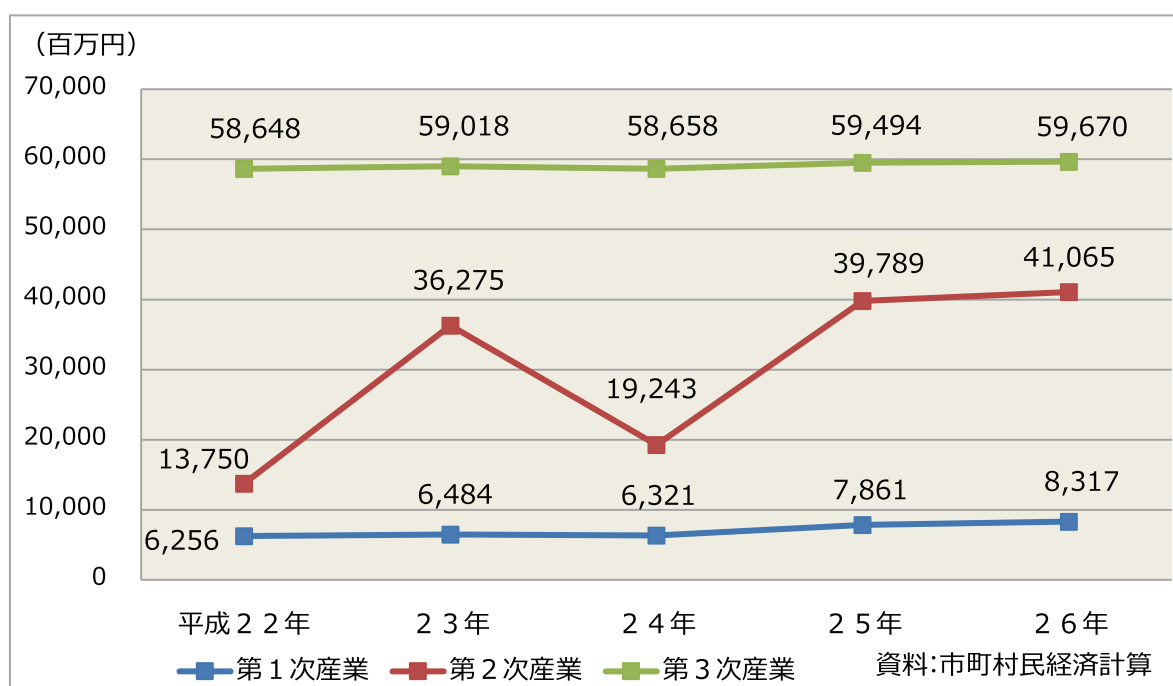
緩やかに広がる平坦地には水田が広がり、水稻のほかトマト・アスパラガス等の施設園芸野菜の生産が盛んです。阿蘇外輪地域ではその冷涼な気候のもと、キャベツなどの高冷地野菜やソバの生産を中心に農業が営まれています。畜産業も盛んで、生産基盤の拡充と阿蘇ブランドの確立、優良農地の集約化を図ることで、稼げる農業づくりを展開しています。

観光業においては、市内に点在する温泉や希少な自然環境、自然資源のほか、野焼きに代表される人と自然との共生や、火振り神事等の祭礼行事、各地域に残る神楽等の伝承芸能を地域資源として振興を図っています。平成25年には、阿蘇の自然を舞台に活躍する人々の営みに焦点を当てた市民ブランド「然」をスタートさせました。

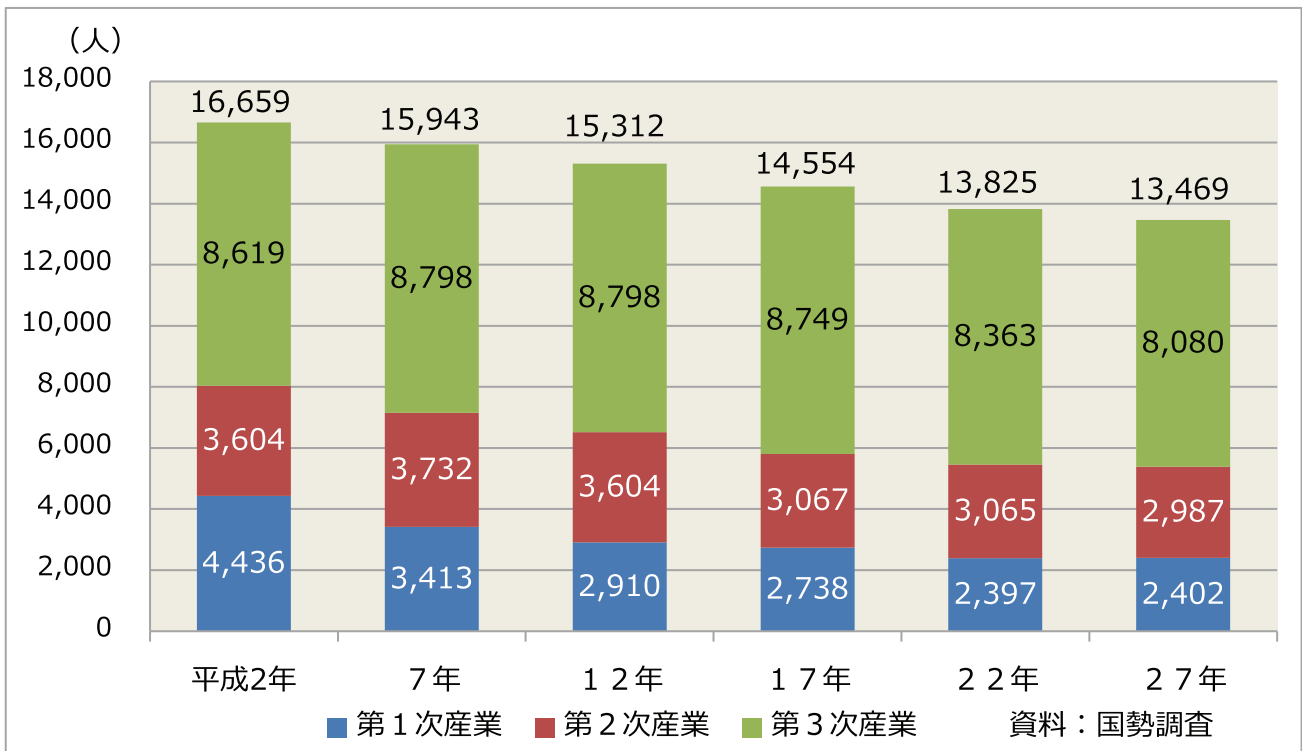
平成26年度産業別総生産額は109,052百万円で、第1次産業が8,317百万円(7.6%)、第2次産業が41,065百万円(37.7%)、第3次産業が59,670百万円(54.7%)となります。

平成27年国勢調査の就業者人口は13,516人で、産業別にみると第1次産業が2,402人(17.8%)、第2次産業が2,987人(22.2%)、第3次産業が8,080人(60.0%)となり、平成2年と平成27年を比較すると、約3,200人減少しています。本市は、熊本県や全国より第1次産業の従事者の割合が高い特徴がありますが、離農者の増加や高齢化に伴う担い手の不足等が進んでいます。

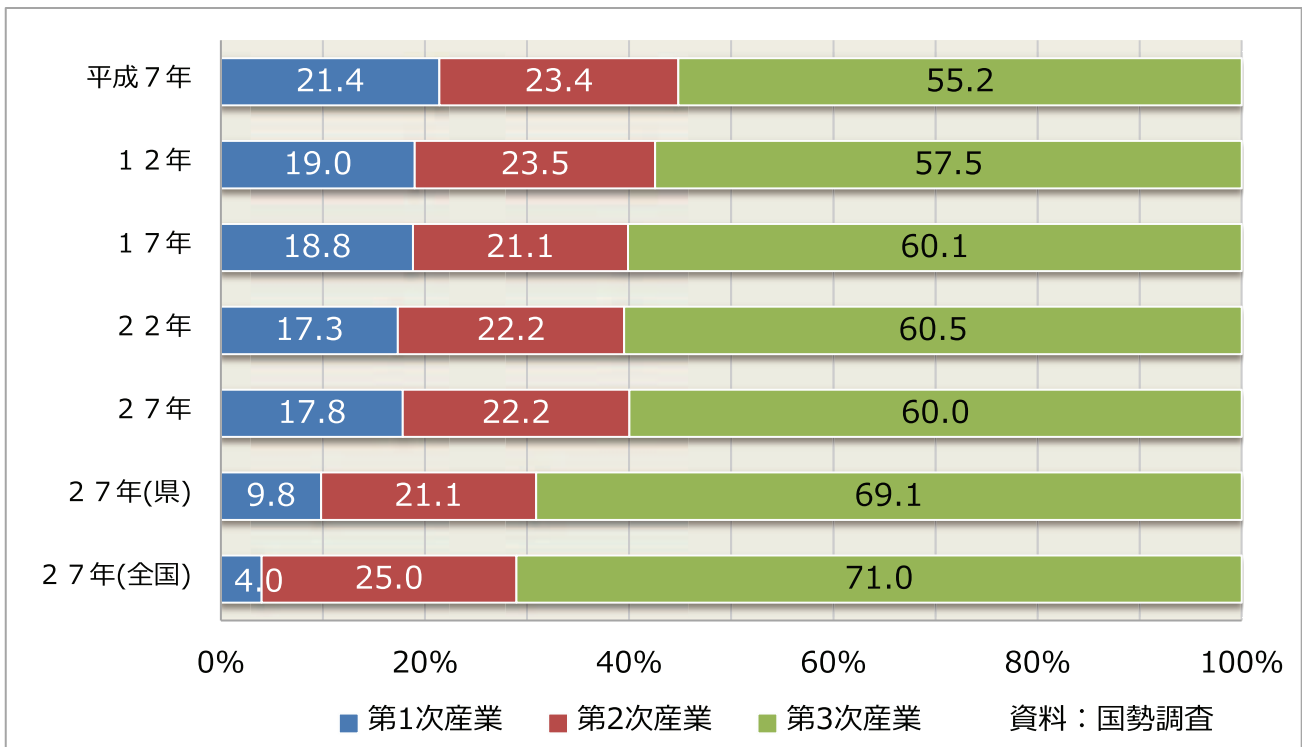
産業別総生産額の推移



産業別就業者数の推移



産業別就業者構成比の推移



5 持続可能な開発目標（SDGs）に対する取り組み

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

本市においても、総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは違うものの、目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることでSDGsの目標に繋がるものと考えています。





SDGsにおける17の目標



目標1 貧困をなくそう		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2 飢餓をゼロに		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3 すべての人に健康と福祉を		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4 質の高い教育をみんなに		すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標5 ジェンダー平等を実現しよう		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標6 安全な水とトイレを世界中に		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8 働きがいも経済成長も		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標9 産業と技術革新の基盤を つくろう		強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10 人や国の不平等をなくそう		各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11 住み続けられるまちづくりを		包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12 つくる責任 つかう責任		持続可能な生産消費形態を確保する
目標13 気候変動に具体的な対策を		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14 海の豊かさを守ろう		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15 陸の豊かさを守ろう		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16 平和と公正をすべての人に		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17 パートナーシップで目標を 達成しよう		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2次阿蘇市総合計画

第2章 基本構想

～8カ年計画～

まちづくりの基本理念と目指す将来都市像を掲げ、
実現するための基本的な目標を定めます。

1 基本構想の目的

基本構想は、本市のまちづくりの総合的かつ長期的な指針として、「基本理念」と「将来都市像」を掲げ、それを実現するための基本目標である「重点テーマ」と「5つのチャレンジ」により市政運営の方針を定めています。

2 基本構想の期間

基本構想の期間は、平成29年度から令和6年度までの8ヵ年間とします。

3 将来都市像

阿蘇市が目指す将来都市像を次のとおり定めます。



阿蘇市の夜景（城山展望所から撮影）

－ 将来都市像に込めた思い －

人は、お互いがつながりを持つことで、巨大なパワーが生まれます。そして、そのパワーを源に、あらゆる分野にチャレンジし続けることによって、“世界のONLY ONE”となるよう、魅力あふれる新しい阿蘇市を創造・発信するという思いが込められています。

阿蘇市は、多様化・複雑化するニーズに応えるため、市民・事業者・行政等の協働により、熱い情熱と大いなるチャレンジ精神をもった未来志向型の施策を展開し、誰もが住んで良かった・働いて良かった・訪れて良かったと実感できるまちづくりを進めていきます。

4 基本理念

人口減少社会の到来をはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大など社会経済情勢が大きく変動する中で、市民と行政の協働による計画的な行政運営を進め、将来にわたって着実に実行・挑戦（チャレンジ）していく阿蘇市をめざし、

大きな明日へ実行するまちづくり

を基本理念とします。



阿蘇市の夜明け（草千里付近から撮影）

5 基本目標

本市が目指す将来都市像は、第1次総合計画において推進してきた「人づくり」からのステップアップとして、「人と人とのつながり」による新たな発展を目指しています。

この将来都市像の実現のため、一人一人が輝く未来へ向かって、豊かで明るい阿蘇市となるよう、基本目標に「重点テーマ」と「5つのチャレンジ」を掲げ、体系的な政策の推進を図ります。

（1）重点テーマ

「災害からの早期復旧・復興」

＜復旧・復興＞

本市が目指す将来都市像の実現に向けては、誰もが安心して暮らせる生活環境と安定した地域経済が必要です。このため、本市で発生した災害（水害・地震・噴火など）、コロナ禍からの復旧・復興の取り組みを、第2次阿蘇市総合計画における最優先事項と位置付けます。

後期基本計画には、「備える」「発展」を柱とした「復旧・復興計画」を基本目標の一つとして設定し、目標年次に向けて取り組んでいきます。



ウソップ像除幕式

(2) 5つのチャレンジ

チャレンジ1 「強い経済基盤の確立へのチャレンジ」

<産業・経済>

本市の多彩な地域資源（自然・歴史・文化）を活用したまちづくりに加え、地域を支える多様な産業群の活性化による雇用機会の確保と、定住化の促進による人口流出の抑制が求められています。

このため、本市の強みを活用した観光や農林業の特色化を推進し、担い手の育成等の人づくりや産業活性化につながる各種環境整備を進めるとともに、U・I・Jターン者などの受け皿づくりを含む定住化の取り組みにより、魅力と賑わいにあふれるまちづくりを目指します。

チャレンジ2 「豊かな教育環境・教育力へのチャレンジ」

<教育>

国際化や情報化、少子高齢化など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、子供たちが豊かな人間性を持ち、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備・充実が課題となっています。

このため、子供たちが未来を拓くたくましい力を持ち、多様な可能性を伸ばすことができるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を適切に担い、健やかな心と体を育む教育を推進していきます。

チャレンジ3 「健康で安心なまちづくりへのチャレンジ」

<人権・健康>

核家族化の進行などにより地域コミュニティが希薄化し、一人暮らしの高齢者や障がい者など、支援・見守りが必要な人を地域で支えていく機能が低下しています。また、子育ての不安や悩みを抱える市民も多くなっていることから、それぞれが持つ福祉課題への対応に努め、子どもから高齢者までのすべての市民が健康的に安心して暮らしていける社会を形成していくことが求められています。

このため、誰もがいたわり、助け合う心を共有し、支援を必要とする人たちを地域全体で支えていく体制を確立していくとともに、保健・医療・福祉面における公的サービスの充実を図り、不安や悩みがなく安心して子育てができる環境や、高齢者・障がい者が生きがいを持って暮らせる社会を構築していきます。

さらに、市民一人一人が健康意識の高揚を図りつつ疾病を予防し、健康の維持増進に取り組める環境づくりを進め、誰もがやさしさを持っていきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

チャレンジ4「快適で良質な基盤づくりへのチャレンジ」 ＜建設・環境＞

地域間の連携と交流の基盤となる道路ネットワークや生活を支える上下水道など、ライフラインの安定確保に努めながら、快適性と利便性を高める基盤づくりを進めます。

また、自然と共生した良質な住環境を維持していくため、市民と行政の連携を強化しながら、ASO環境共生基金を活用した保全事業や、環境保全意識の啓発などに努めます。

チャレンジ5「将来に向けた市政改革へのチャレンジ」 ＜地域・自治＞

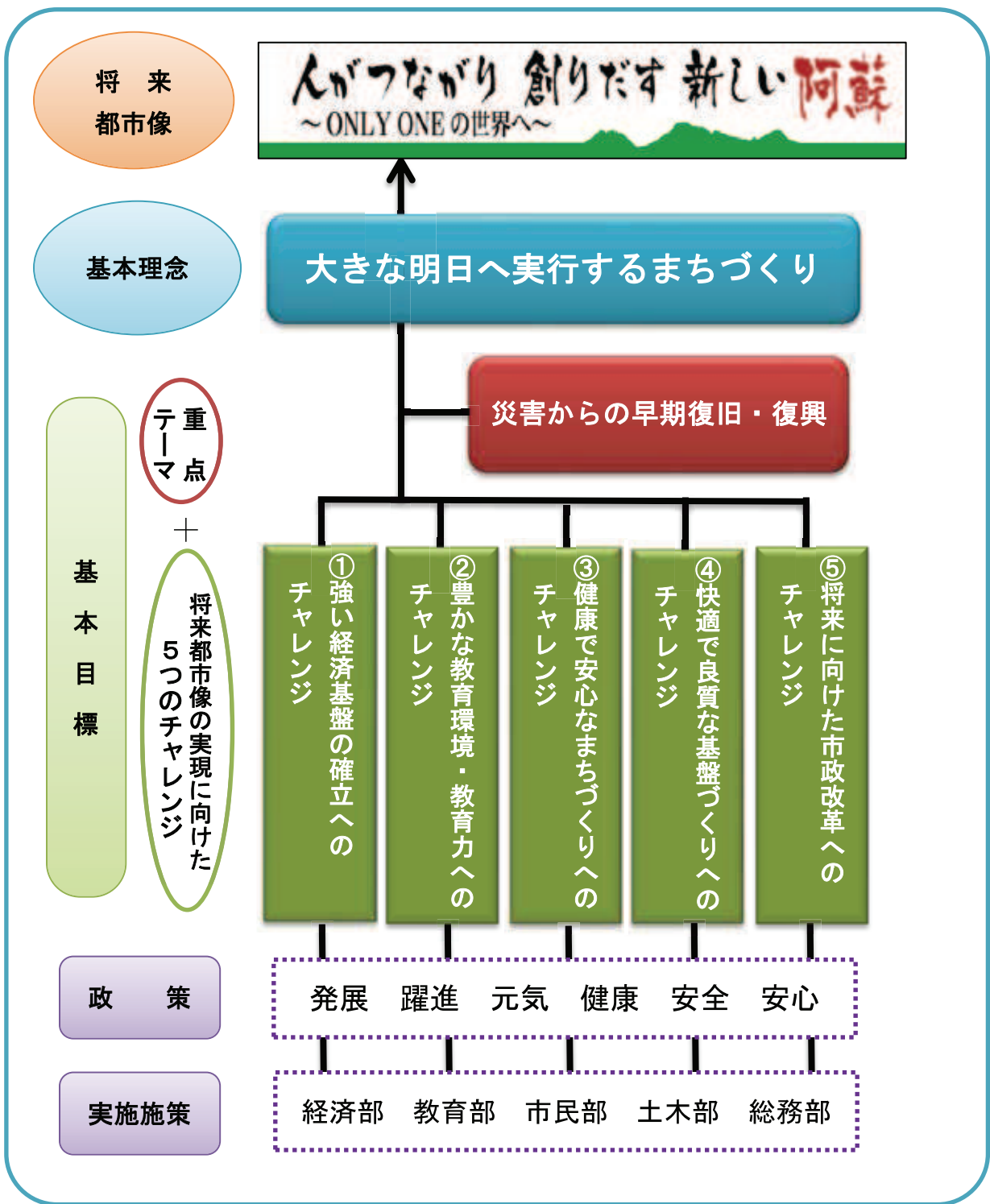
各行政区における住民自治活動の振興を図るとともに、市民が主体のまちづくりに向け、市民・事業者・行政が連携・協力してまちづくりに取り組んできました。今後も、市民活動が活発化し、協働により地域課題の解決に向けて自主的に取り組むことにより、誰もが住みやすい地域社会を目指します。

また、厳しい財政状況が続く中、将来を見据えた効率的かつ効果的な行財政運営を推進していくため、事務事業の見直しや公共施設の適正管理などの行財政改革を進め、市民ニーズを的確に捉えながら、市民と行政がともに歩み、健全で自立したまちづくりを推進します。

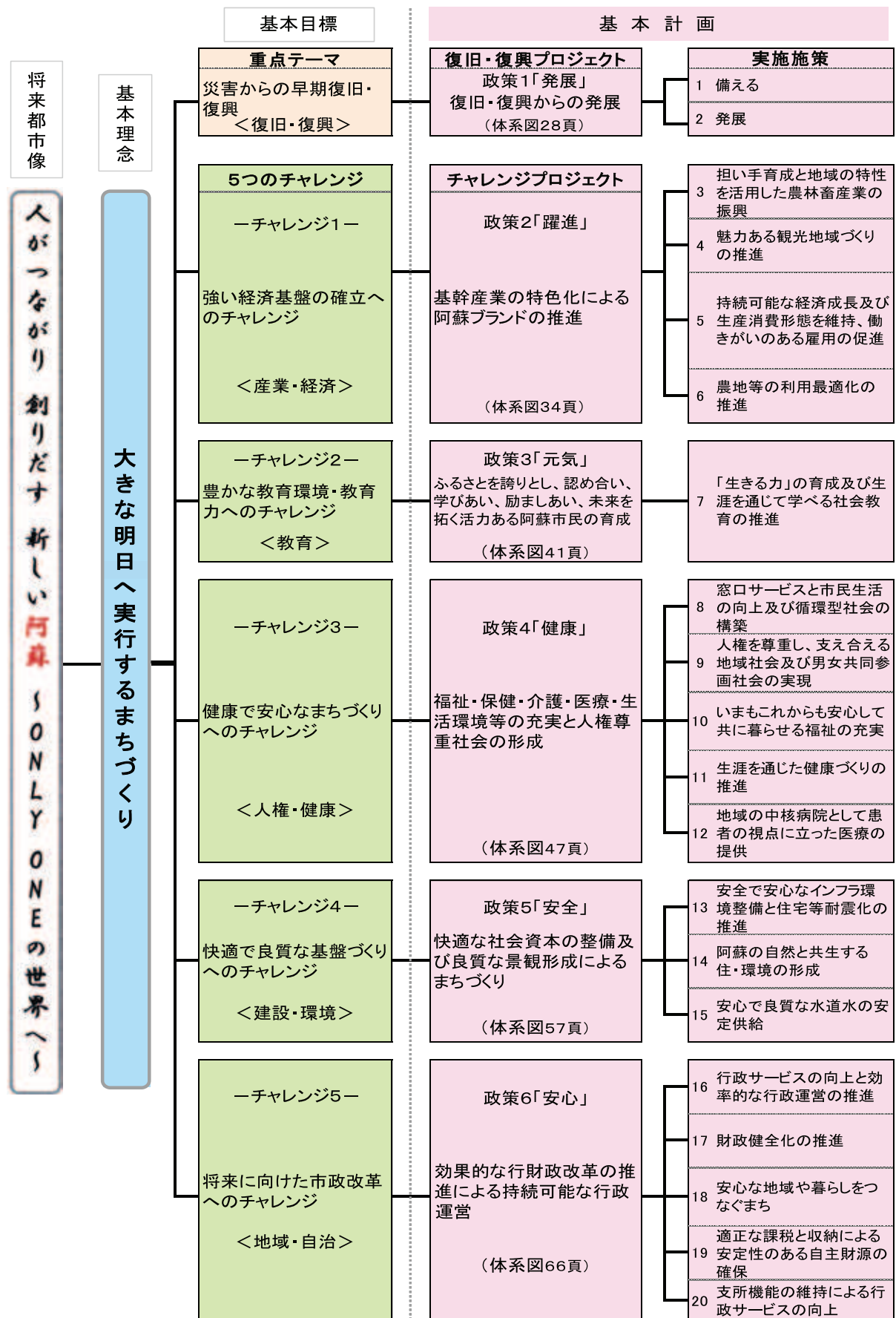


二重峠トンネルウォーキング

6 基本構想の体系図



7 施策の大綱



8 計画の推進に向けて

（１）進行管理の仕組み

◆「PDCA」サイクルによる進行管理

本計画では、実施施策毎に「成果指標」を設定し、目標に対する達成状況の検証と改善を行いながら計画の着実な推進を図ることとします。

そのため、「PDCAサイクル」を計画の進行管理の手法として活用し、効果的・効率的な行政運営に努めながら、計画の実効性を高めていきます。

また、施策や事業における実施手法の検討などを行いながら、基本計画と予算の連動を図ることで、戦略的な取り組みを推進します。

PDCAサイクルとは？

業務管理手法の一つ。計画（Plan）を立て、計画に基づき実行（Do）し、実行した業務を評価（Check）し、改善（Action）が必要な部分を検討し、次の計画に役立てるというものです。

（２）計画推進の体制

① 協働・連携による計画推進体制

市民・関係団体・事業者などの積極的な参加・参画を促進するとともに、行政との適切な役割分担を行いながら協働によるまちづくりを進めます。

② 庁内における計画推進体制

施策を担当する部署を明確にし、各部署間・職員間における情報共有や適切な連携による取り組みを推進します。また、より効果的・効率的に施策を推進していくため、必要に応じた組織の再編成についても検討していきます。

③ 広域連携の推進

市民生活の多様化に伴い、市域を超えた行政サービスに対応していく必要があります。観光・産業などの活性化をはじめ、医療・福祉・交通などの分野において、国や熊本県、近隣市町村との連携・協力を図りながら、市民サービスの維持・向上に努めます。

※総合計画進行管理のイメージ図



第2次阿蘇市総合計画

第3章 基本計画

～後期 4カ年計画～

令和3年度～令和6年度

基本構想で定めた将来都市像を実現するための、
取り組みを体系的に示します。

第1節 基本計画の柱

基本計画は、阿蘇市の将来都市像を実現するため、推進していく取り組みを体系的に示したものです。基本構想の基本目標を踏まえ、重点政策と基幹政策による「6の政策」を掲げ、主要な施策と数値目標から構成する「20の実施施策」を展開し、戦略的・計画的に取り組めます。

計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4ヵ年間とします。

重点政策「復旧・復興プロジェクト」

災害からの復旧・復興を発展させるため、第2次総合計画（後期基本計画）において重点的に取り組む政策です。インフラ等の生活基盤や産業の復旧に向けた取り組みを計画的に進めます。

基幹政策「チャレンジプロジェクト」

市民生活や経済・教育分野など、行政が中心となって恒常的・継続的に取り組む政策です。行政サービスの更なる向上を目指し、分野ごとに目標を定めて、将来都市像の実現に向けた取り組みを計画的に進めていきます。基幹政策は、各部ごとの政策を「5つのチャレンジ」に分類し、各課の実施施策によって構成します。

注）今後、組織の見直しにより、各部・課及び業務分担等が変更となる場合があります。



総合計画策定委員会作業部会によるSDGs勉強会

第2節 重点政策「復旧・復興からの発展」

政策 1

「発展」

復旧・復興からの発展
(大きな一歩を踏み出すために)



国道57号北側復旧ルート開通式

1 計画の位置付け

本計画は、誰もが安心して暮らせる生活環境と、安定した地域経済の回復に必要な災害からの復旧・復興からの発展に関する計画として位置付け、第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）において、将来都市像の達成に向けて最優先に取り組みます。

2 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4ヵ年間とします。

3 策定の趣旨

災害による復旧・復興を中心としながら、これまでの経験から想定されるあらゆる災害に対応していくための体制づくりを再構築し、人と人、そして地域のつながりを広げ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

4 課題等の抽出

九州北部豪雨災害、熊本地震、阿蘇中岳の噴火、新型コロナウイルス感染症などからの経験と、市政報告会などを通じて寄せられた多くの意見を基に、復旧・復興から発展に向けた主な課題を以下に抽出しました。

【主な課題】

- 災害から命を守るための防災力の強化
- 国道57号北側復旧ルート、国道57号現道及びJR豊肥本線全線開通による交流人口の増加を見据えた地域経済の回復
- 他市町村への流出など人口減少への対策

5 復旧・復興から発展に向けた基本方針

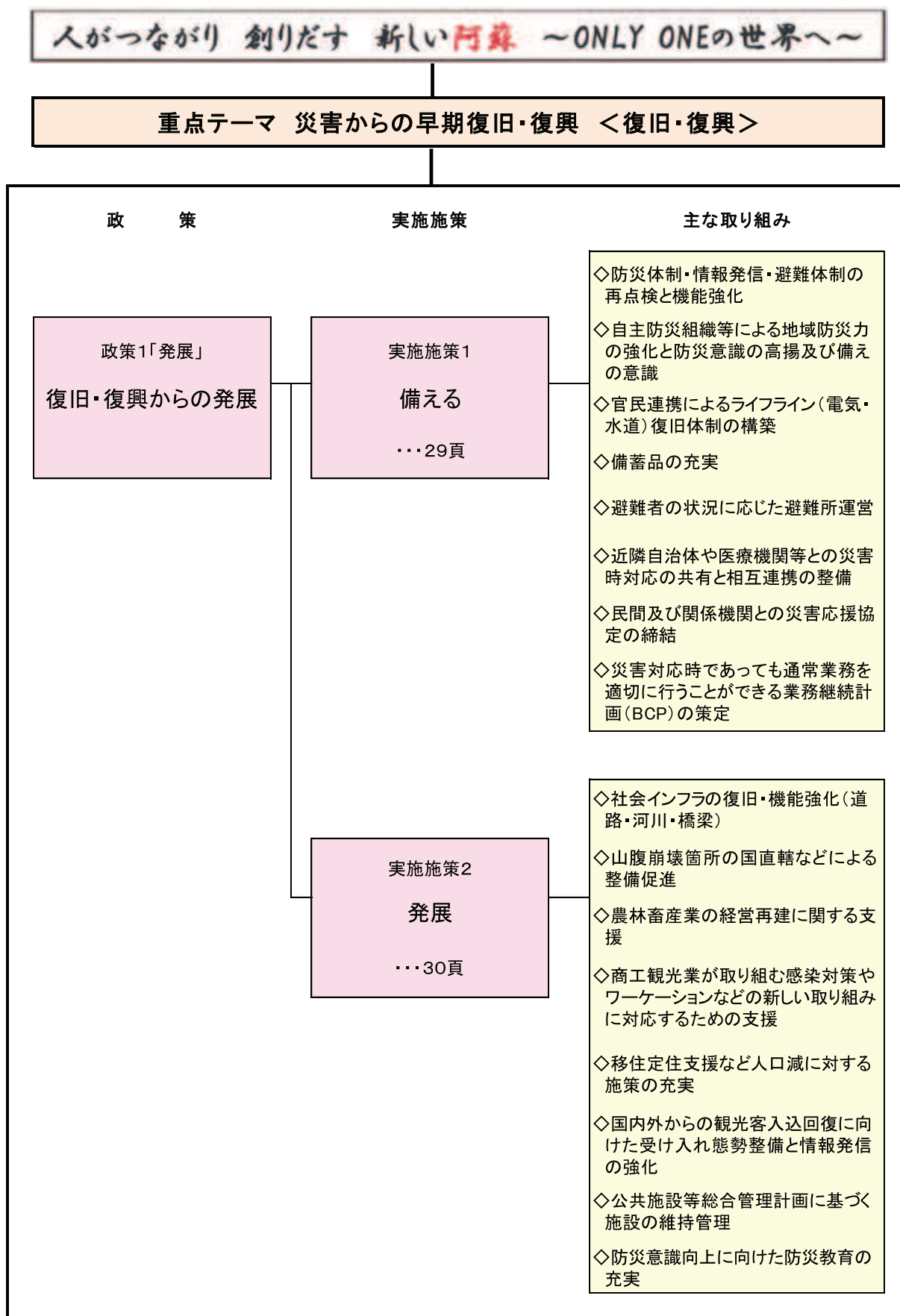
昭和28年、平成2年、平成24年の水害及び平成28年熊本地震、平成28年阿蘇中岳の爆発的噴火など市内で発生した過去の災害における復旧状況を検証し、同時にコロナ禍からの経済再生に、市民・地域・事業所・行政が総力をあげて、2つの実施施策に取り組みます。

併せて国・県の支援策等との連動を図り、総合計画の基幹政策との調整を行いながら、復旧・復興からの発展（大きな一歩を踏み出すために）に繋がる事業を実施していきます。



J R 豊肥本線全線開通

6 政策1「発展」の体系図



7 施策の方向

(1) 実施施策1「備える」

災害への備えは、「命」を守る取り組みです。阿蘇市地域防災計画に基づく各種災害への対応について、各種ライフラインの早期復旧に向け民間及び関係機関との連携や災害協定の締結、情報発信・避難体制の整備など、防災体制の強化に努めます。

また、豪雨・地震・火山災害・感染症対策等のこれまでの経験を踏まえた検証を十分に行いながら、市民一人一人が確実に命を守るための行動をとることができるよう、防災教育の実施や自主防災組織等との連携強化により市民の防災意識を高めることで、地域防災力の向上を図ります。

【主な取り組み】

- ◇防災体制・情報発信・避難体制の再点検と機能強化
- ◇自主防災組織等による地域防災力の強化と防災意識の高揚及び備えの意識
- ◇官民連携によるライフライン（電気・水道）復旧体制の構築
- ◇備蓄品の充実
- ◇避難者の状況に応じた避難所運営
- ◇近隣自治体や医療機関等との災害時対応の共有と相互連携の整備
- ◇民間及び関係機関との災害時応援協定の締結
- ◇災害対応時であっても通常業務を適切に行うことができる業務継続計画（BCP）の策定

（２）実施施策２「発展」

市民生活に欠かせない社会基盤の復旧は、安全・安心に暮らせる環境を取り戻し、将来都市像を達成するための大変重要な部分となります。

市が管理する道路や河川の計画的な復旧と併せ、国・県との連携による砂防事業等の防災・減災対策や農業生産回復に関する取り組みを進めます。

また、平成28年熊本地震により被災し、令和2年8月8日にJR豊肥本線が全線開通、同年10月3日に国道57号北側復旧ルート及び国道57号現道が全線開通したことにより、地域経済への波及効果を期待しましたが、令和2年から発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、あらゆる分野に大きな影響を与えました。今後は新しい生活様式の定着と併せウィズコロナ、アフターコロナ時代へ向けた農林畜産業・商工業・観光業の回復による産業の活性化を図るため、地域産業の再建支援や観光資源の再生に取り組めます。

テレワークやリモートワークなど、働く場所にとらわれない考え方により、空き家利用の需要も高まっています。子育て世帯の育児支援、教育環境の整備、高齢者、障がい者等の保健、福祉、医療の向上を進めるなど、定住化促進へ取り組めます。

【主な取り組み】

- ◇社会インフラの復旧・機能強化（道路・河川・橋梁）
- ◇山腹崩壊箇所の国直轄などによる整備促進
- ◇農林畜産業の経営再建に関する支援
- ◇商工観光業が取り組む感染対策やワーケーションなどの新しい取り組みに対応するための支援
- ◇移住定住支援など人口減に対する施策の充実
- ◇国内外からの観光客入込回復に向けた受け入れ態勢整備と情報発信の強化
- ◇公共施設等総合管理計画に基づく施設の維持管理
- ◇防災意識向上に向けた防災教育の充実

第3節 基幹政策「チャレンジプロジェクト」

政策2

「躍進」

基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進



阿蘇サイクルツーリズム

経 済 部

（１）部・課の役割

農林畜産業及び商工業の振興を図るとともに、地域資源を活用した新規産業の育成や観光の育成、地域の活性化を図ります。

農政課

- 農業振興、畜産及び林業振興に関すること
- 農業基盤整備に関すること

観光課

- 観光施策に関すること

まちづくり課

- 商工振興に関すること
- 地域振興に関すること

農業委員会事務局

- 農地の売買及び利用に関すること

（２）現状と課題

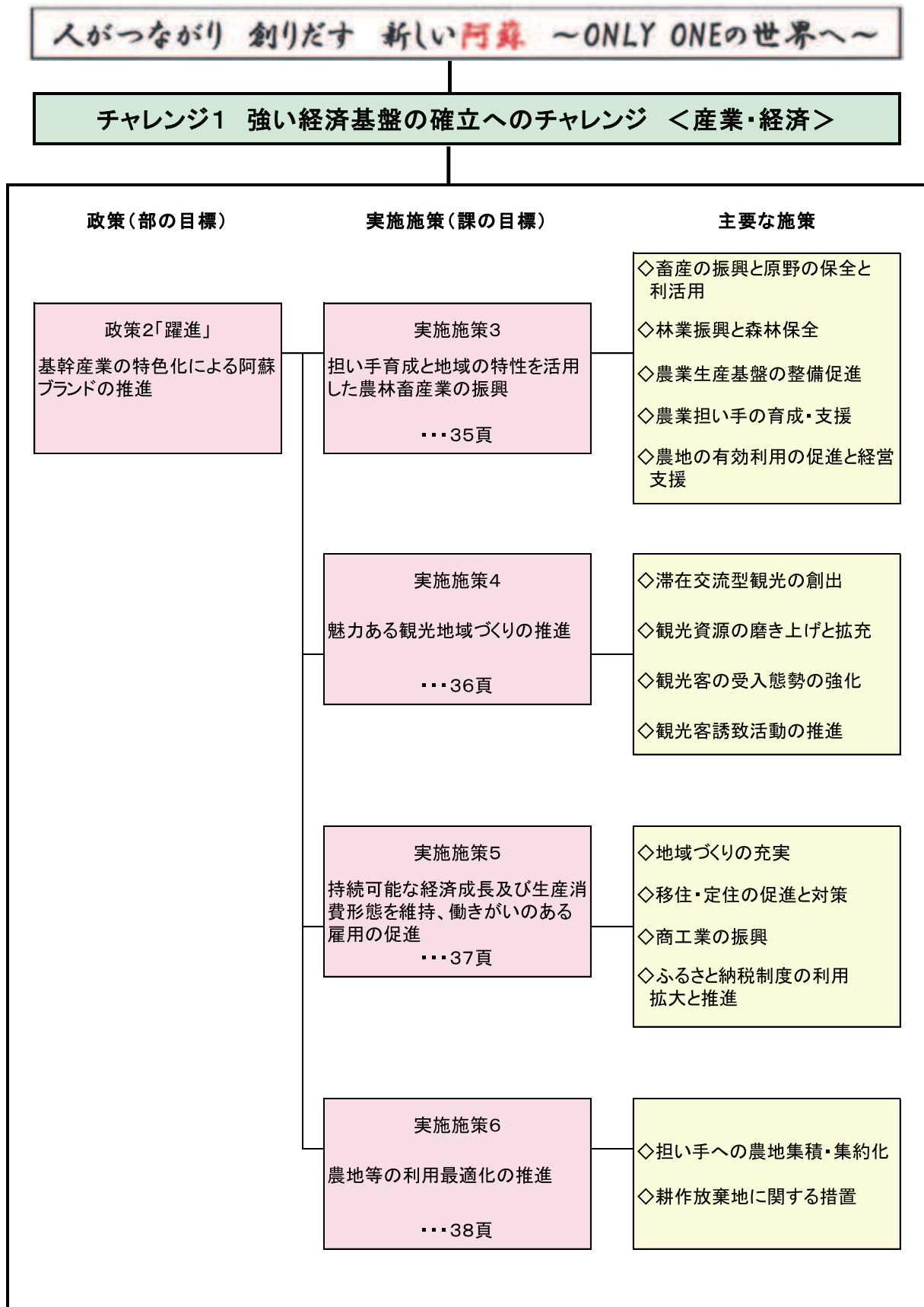
- 農林畜産業従事者の高齢化が進み、耕作放棄地や離農者が増加する中、農地の保全・活用の面から各分野における担い手の育成・確保が重要な課題となっています。
- 農業を魅力ある職業としていくためには、農業所得向上のための支援やICTの活用など省力化を進める必要があります。
- 有害鳥獣による農作物被害が年々拡大しており、減少する捕獲従事者の育成・確保が必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要は低迷しています。今後は、大幅に改善された交通アクセスを活かし、新しい生活様式に合わせた環境整備、新しいスタイルでの観光誘客誘致、外国人旅行者の回復を見据えた施策に取り組む必要があります。

- 生活環境の変化に伴う購買力の域外流出などにより、地元商店の衰退が危惧されます。地元商店はコミュニティ機能の中核的な役割を担ってきたこと、又、高齢化社会に対応するためにも、商環境の維持と経営力の向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 人口減少や高齢化により、地域内の連携やコミュニケーションの衰退、ネットワークの希薄化が懸念されています。
地域社会を維持するため、地域を支える新しい人材の確保や空き家を活用した移住定住策を講じる必要があります。
- 農業従事者の高齢化や、農産物の価格の低迷等農業を取り巻く状況は年々厳しさを増し、担い手の確保も難しい状況にあります。また、農用地域内でも耕作放棄地が散見されるようになり、その解消に向けた取り組みを行う必要があります。

（３）主な個別計画など

名 称	担当課	計画期間など
阿蘇市森林整備計画	農政課	令和 2 年度 ～令和 12 年度
阿蘇市鳥獣被害防止計画		令和 3 年度 ～令和 5 年度
阿蘇市人・農地プラン		平成 26 年度～
阿蘇市地域再生計画	観光課	令和 3 年度 ～令和 7 年度
阿蘇山上観光復興ビジョン		平成 29 年 3 月 策定
阿蘇山上エリア利用拠点計画		令和 2 年 2 月 策定
阿蘇地域通訳案内士育成等計画		令和元年 6 月 同意
阿蘇エコツーリズム推進全体構想		令和元年 7 月 認定
阿蘇ジオパークの拠点施設を中核とした文化観光 の推進に係る地域計画		令和 2 年 8 月 認定

(4) 政策2「躍進」の体系図



政策2「躍進」

基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進

実施施策3
(農政課)

担い手育成と地域の特性を活用した農林畜産業の振興



目標2「飢餓をゼロに」・ターゲット(2.3)(2.4)

目標4「質の高い教育をみんなに」・ターゲット(4.4)

目標15「陸も豊かさを守ろう」・ターゲット(15.2)

農林畜産業における持続可能な地域農業を推進していくため、生産性を向上させ、生産量を増やし、自然環境（農地・森林）の保全と生態系を維持、あらゆる気象事象に対する適応能力を向上させながら持続可能な食料生産システムを確保していくことで強靱な農業を実践します。併せて森林環境譲与税を活用した持続可能な森林経営の実施を促進、適正な管理による森林の減退化防止と維持に努めます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
畜産の振興と原野の保全と利活用	周年放牧や広域預託放牧による低コスト化、経営規模の拡大支援	畜産業の所得向上・活性化、原野の維持保全と利活用及び家畜伝染病発生の予防	○畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 ○熊本型放牧高度化支援事業 ○広域預託放牧・周年放牧の推進
林業振興と森林保全	間伐・林道整備による森林整備の推進、集約化・担い手育成による体制強化、有害鳥獣の確実な捕獲	阿蘇市産木材のブランド化、木材の利活用による需要拡大・地産地消、担い手の育成と雇用創出、災害に強い森づくり	○有害鳥獣対策事業の推進 ○森林集約化事業による森林整備の推進 ○林業担い手、地域産材利用の推進
農業生産基盤の整備促進	老朽化で機能低下した農業用排水路・農道の整備、用排水機場・取水堰等の農業用施設の整備及び改修の支援	農業用施設の機能回復、維持管理費の軽減・供給の安定化、農業経営の安定・向上	○農業用施設の機能回復 ○農地の大区画化の推進 ○高収益施設周辺の道路及びパイプライン整備
農業担い手の育成・支援	認定農業者の経営安定化の支援、新規就農者の支援体制の整備	栽培技術・農業経営に関する知識の習得による農業の担い手育成と確保	○経営体育成支援事業 ○次世代人材投資支援事業 ○担い手育成支援 ○新規就農者支援事業
農地の有効利用の促進と経営支援	農地集積や経営規模拡大による効率的な農業経営の支援	多様な生産組織の育成、法人化推進による経営の安定化・地域雇用の増加	○人・農地プランの推進 ○農地中間管理事業 ○集落営農及び農業法人経営安定化支援

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
有害鳥獣捕獲従事者数	110人	120人
広域預託放牧牧野数	6牧野	10牧野
野焼きボランティア受入牧野割合	43%	70%
認定農業者数	432人	450人
新規就農者数（延べ数）	173人	250人
担い手・農業法人への農地集積率	-	80%
林業新規就業者数及び認定事業体数	16人（団体）	32人（団体）

政策2「躍進」

基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進

実施施策 4
(観光課)

魅力ある観光地域づくりの推進



目標 8「働きがいも経済成長も」・ターゲット (8.9)

観光資源の磨き上げや観光客の受入れ態勢の強化及び誘致活動、併せて新型コロナウイルス感染症予防対策を進め、国や県、関係機関等との連携により、国内外から選好される魅力ある滞在交流型の観光地域づくりを推進し、阿蘇ブランドを活かした新たな観光需要の喚起と長期滞在客や観光消費額の増加を図ります。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
滞在交流型観光の創出	テーマ性・ストーリー性のある観光メニューの構築や来訪者のニーズに応じた観光資源の活用と機会の創出、また海外市場の動向を見据えた誘客戦略	国内外から訪れる観光客の滞在時間の延長、観光消費額の増加による地域経済の活性化	○阿蘇くじゅう観光圏事業 ○サイクルツーリズム推進 ○国立公園満喫プロジェクト推進 ○阿蘇竹田ブランド観光地域づくり ○阿蘇アドベンチャーワールド創造事業
観光資源の磨き上げと拡充	阿蘇山上をはじめとする観光資源の再整備・拡充、関係機関との連携による熊本地震からの創造的復興、ジオパーク活動による教育普及や地域振興	観光資源の磨き上げやビューポイント等の整備による新たな観光客数の増加	○阿蘇山上観光復興推進会議 ○阿蘇山火口二次避難施設整備 ○阿蘇山火口見学エリア拡大 ○阿蘇ユネスコ世界ジオパーク推進
観光客の受入れ態勢の強化	持続可能な観光地マネジメントの実現に向けた取り組み、新しい生活様式に合わせた態勢づくり、外国人旅行者の受入れ環境の整備と上質なおもてなしの提供	国内外から訪れる観光客のニーズに応じた満足度向上、リピート率の向上	○日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）推進 ○ワーケーションの推進 ○地域通訳案内士育成等研修・認定 ○外国人旅行者向け観光案内 ○案内板やパンフレットの多言語化
観光客誘致活動の推進	プロモーション活動の継続及びSNSやマスメディア等を活用した国内外への情報発信の強化、並びに教育旅行の需要喚起	国内外からの観光入込客数及び宿泊客数の増加	○ITを活用した情報発信 ○国内外観光客誘致促進 ○教育旅行等誘致促進 ○各種イベントの開催

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
年間観光客入込数	4,650,851 人 (※)	5,150,000 人
年間宿泊者数 (うち年間外国人宿泊者数)	606,611 人 (※) (156,936 人) (※)	730,000 人 (230,000 人)

(※) 令和2年度の実績値が新型コロナウイルスの影響により大幅に減少しているため、基準値は令和元年度の実績値としています。

政策 2 「躍進」

基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進

実施施策 5
(まちづくり課)

持続可能な経済成長及び生産消費形態を維持、働きがいのある雇用の促進



目標 8 「働きがいも経済成長も」・ターゲット (8.8)

目標 11 「住み続けられるまちづくりを」

目標 15 「陸の豊かさを守ろう」

生産活動や雇用創出・起業等を支援し、市民・事業者・行政の協働により、地域特性を活かした製品の販売促進等によって商店街や中小事業者の成長を促進させるとともに、住居や買い物など基本的なサービスへのアクセス確保など、市民生活やコミュニティ機能の維持に向けた施策に取り組みます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
地域づくりの充実	市民と協働のまちづくりの推進、住みたくなるまちづくりの形成	地域コミュニティ活動や地域づくり団体の活性化	○コミュニティ助成事業 ○人づくり・地域づくり事業 ○各種団体との連携
移住・定住の促進と対策	市民や移住者等の多様な人材と連携した支援体制と空き家バンクの充実	移住・定住者増加による人口減少の抑制	○空き家バンク情報のブラッシュアップ ○熊本県移住支援事業 ○くまもと移住定住促進戦略推進協議会との連携
商工業の振興	関係機関との連携による商店街の活性化や創業者等への支援及び地域雇用の創出	魅力ある店舗の育成、商店街の集客向上、空き店舗の解消及び地域雇用の場の確保	○商店街活性化事業（空屋対策・買い物支援） ○商工団体と連携した中小事業者支援
ふるさと納税制度の利用拡大と推進	返礼商品の開発・地域特産品の活用及び PR による地域産業の活性化	地域特産品の知名度向上による経済効果と寄付額増加による財政の安定化	○返礼品開発等 ○事業所の参加促進 ○利用者拡大 PR

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
売買成立及び賃貸契約件数（空き家バンク利用による）	65 件	110 件
空き店舗に出店した店舗件数	134 件	140 件
阿蘇市ふるさと応援寄附金額	186,023 千円	400,000 千円

政策2「躍進」

基幹産業の特色化による阿蘇ブランドの推進

実施施策6
(農業委員会事務局)

農地等の利用最適化の推進



目標2「飢餓をゼロに」・ターゲット(2.4)

農地中間管理機構、熊本県農業公社と連携し、農地バンクやあっせん事業を活用し担い手への農地の集積・集約化を図ります。

管内の農地パトロールを行い、対象者への農地意向調査、個別指導を行い耕作放棄地の解消を図っていきます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
担い手への農地集積・集約化	担い手への利用集積の推進	利用権設定の推進による農業生産性の向上	○利用権設定 ○農地の売買 ○担い手へのあっせん
耕作放棄地に関する措置	現地調査及び指導	農地の有効活用	○現地調査 ○遊休農地解消事業 ○利用意向調査

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
担い手農家への農地集積・集約化	2,788ha	2,930ha
耕作放棄地の発生・防止	33.8ha	30.0ha
熊本県農業公社を介したあっせん事業の活用	21.4ha	16.0ha

政策 3

「元気」

ふるさとを誇りとし、認め合い、学びあい、励ましあい、未来を拓く活力ある阿蘇市民の育成



タブレット端末を用いた学習

教 育 部

（１）部・課の役割

豊かな心と確かな学力の育成、人権教育・生涯学習・読書活動・文化活動・地域学校協働活動の充実を図り、社会教育の推進、社会体育及び生涯スポーツの振興に努めます。

教育課

- 教育委員会の会議及び教育委員に関すること
- 教育課程の編成及び学校の運営管理に関すること
- 社会教育の推進、歴史・文化の振興に関すること
- 社会体育及び生涯スポーツの振興に関すること

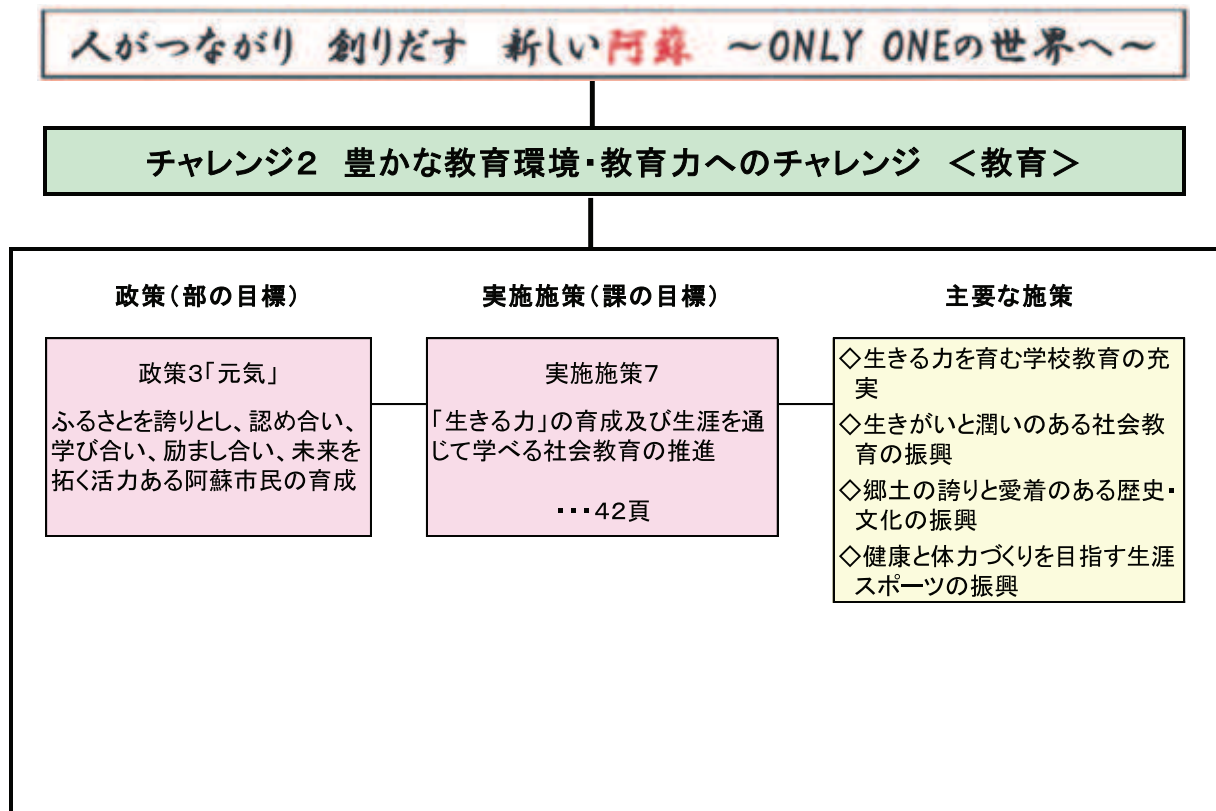
（２）現状と課題

- 学習指導要領改訂に伴い、小学校では令和２年度から、中学校では令和３年度から新しい学習指導要領が実施されています。新学習指導要領に基づいた教育課程の実践を図るとともに阿蘇市教育目標の達成に向け事業を実施する必要があります。
- 教育現場にＩＣＴを活用することにより、個に応じた学びを実践する必要があります。
- 郷土愛や豊かな人間性・社会性を育む取り組みとして、引き続き、生涯学習やスポーツ活動など、幅広い世代に地域コミュニティへの参画や取り組みを促す必要があります。このことから、社会教育における生涯学習講座・公民館活動や生涯スポーツ活動の充実、文化活動・読書活動や人権教育の推進を図り、生涯を通じて学べる推進体制の整備や充実が必要となります。

（３）主な個別計画など

名 称	担当課	計画期間など
阿蘇市教育方針	教育課	平成 17 年度策定
阿蘇市生涯学習推進計画		平成 17 年度策定
阿蘇市子ども読書活動推進計画		平成 24 年度策定

(4) 政策3「元気」の体系図



生涯学習講座

政策3 「元気」 ふるさとを誇りとし、認め合い、学びあい、 励ましあい、未来を拓く活力ある阿蘇市民の育成

実施施策7 (教育課)

「生きる力」の育成及び生涯を通じて学べる社会教育の推進



目標4「質の高い教育をみんなに」・ターゲット(4.1)(4.7)

学校・家庭・地域社会が一体となり、人間尊重の精神を基底におき、社会の変化に主体的に対応し、恵まれた自然環境や豊富な文化財を生かしながら、心豊かな人間性、社会性を備え、郷土を愛するたくましい子供の育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
生きる力を育む学校教育の充実	「主体的・対話的で深い学び」の実践、教育のICT活用の推進、外国語及び外国語活動の実践、特別支援教育の充実、安全・安心な学校環境の整備	「豊かな心」「確かな学力」の育成、ICT活用による情報活用能力向上及び遠隔教育、グローバル化に対応した児童生徒の育成、全ての児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実、安全・安心な環境整備	○ICTを活用した学力の推進 ○遠隔教育に対応できるソフト及び環境整備の推進 ○グローバル化に対応した英語教育の推進 ○インクルーシブ教育の推進
生きがいと潤いのある社会教育の振興	主体性・自主性をもった生涯学習の機会を提供し心豊かな生きがいづくりを支援、豊かな人間性・社会性を育む地域づくり活動や地域コミュニティの維持・充実	生涯学習講座による学べる生きがいの充実、良識や教養を高める読書活動や人権教育の向上、学校と共にある地域づくり活動や地域コミュニティの活性化	○生涯学習講座の充実 ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進 ○読書活動、人権教育の推進
郷土の誇りと愛着のある歴史・文化の振興	郷土の誇りにつながる史跡や伝統芸能の伝承と文化活動の充実、歴史ある文化財の保全・活用・継承、世界文化遺産登録活動の推進	伝統芸能・文化団体と連携し文化活動を通じた支援、未来につなぐ郷土芸能・郷土歴史や文化財の保存・継承、重要文化的景観の拡充推進	○文化財の保護と周知啓発の推進 ○伝統芸能の継承と文化活動の充実 ○世界文化遺産登録の推進
健康と体力づくりを目指す生涯スポーツの振興	スポーツ推進委員やスポーツ団体と連携しスポーツに親しむ環境づくり、生涯を通じて身近に楽しめ、健康・体力づくりにつながるスポーツ活動の振興	誰もが心身ともに健康で気軽に楽しめるスポーツ推進体制や健康・競技スポーツの充実・強化、親しみやすいスポーツ活動の実施	○生涯スポーツ推進体制の充実 ○生涯スポーツ施設の活用 ○総合型地域スポーツクラブの促進

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
熊本県学力調査で県平均を上回った項目数の割合	35%	85%
英検等受験率の割合(小学校第5・6学年及び中学校生徒)	95%	97%
体育施設利用者数	26万人(※)	30万人
総合型地域スポーツクラブ入会者数	458人(※)	500人
生涯学習受講者数	539人(※)	700人
市民一人当たりの図書貸出冊数	4.5冊	5.0冊
伝統芸能活動団体数	10団体	11団体

(※) 令和2年度の実績値が新型コロナウイルスの影響により大幅に減少しているため、基準値は令和元年度の実績値としています。

政策4

「健康」

福祉・保健・介護・医療・生活環境等の
充実と人権尊重社会の形成



子育て支援センター「ぴよぴよ広場」

市民部・阿蘇医療センター

（１）部・課の役割

市民窓口・環境衛生等に関する業務や、福祉・保健・医療・介護・人権等の施策の充実と効率的な事業運営を行います。

市民課

- 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること
- 環境衛生、消費生活相談及び生活困窮者自立支援に関すること

人権啓発課

- 人権及び男女共同参画に関すること

福祉課

- 子育て支援、社会福祉及び障がい者福祉に関すること
- 生活保護に関すること

ほけん課

- 国民健康保険、国民年金、介護保険及び高齢者医療に関すること
- 保健及び健康増進に関すること
- 感染症予防に関すること

阿蘇医療センター

- 病院事業に関すること

（２）現状と課題

- ごみの総排出量は減少しているものの、1 人 1 日あたりのごみ排出量は増えています。ごみの減量化や 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する市民の意識向上を図るため、効果的な周知方法や対策が必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮の相談件数が増加しており、関係機関等との連携強化等により更なる支援体制整備が必要です。
- 経済のデジタル化や国際化が進展する中、インターネットや情報通信に関するトラブルが増加しており、消費生活相談の内容が多様化・高度化しています。
- 私たちの周りには、様々な人権問題が存在しています。これまでも、人権問題を解決するための教育・啓発に取り組んできました。今後も、それぞれの人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題としてとらえ、人権問題の解消に向けた具体的な行動につなげていくことが求められています。
また、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきましたが、依然として無意識のうちに固定的性別役割分担意識が存在しており、計画目標に掲げていた「審議会等における女性委員の比率 30%」は達成されていません。今後、地域や家庭、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進や意識改革、能力開発、人材育成が課題となります。
- 年少人口（0～14 歳）は、年々減少しており人口比率は 11%台（全国 11.9%）となっています。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「妊娠控え」の影響もあり出生数にも影響を及ぼしています。安心して出産・子育てのできる環境整備として、核家族化や地域の希薄化に対応するためのファミリーサポートセンター、放課後児童クラブ等の施策をより重点的に推進していく必要があります。
- 障がいのある方が各種障害福祉サービスを適切に利用できるよう、広報誌やホームページを活用し広く周知に努めています。今後も情報提供体制の拡充を図るとともに、関係機関と連携し、より一層、相談・支援体制の拡充を図る必要があります。
- 水害、地震、新型コロナウイルス感染症、経済不況など様々な社会情勢の変化に応じ、貧困の内容が変容しています。生活相談センターや社会福祉協議会等の関係機関との連携を密に行い、生活困窮者へのきめ細やかな支援が必要となっています。

第3章 基本計画

第3節 基幹政策「チャレンジプロジェクト」

- 特定保健指導に係る中間検査（血糖検査、身体計測等）を行うことで、対象者のモチベーションを維持し効果的な保健指導が必要です。
- 感染症の予防や拡大防止を優先することで、保健指導にかかる時間やその内容が制限されており、新たな保健指導のあり方検討が求められています。
- 生活習慣病の発症・重症化を予防するには、自らの健康状態を認識し生活習慣の改善に向けた意識の醸成と生涯を通した健康づくりが必要です。
- 病院事業の健全経営の確保、地域医療拠点病院としての医科歯科連携・熊本県指定がん診療連携拠点病院として機能の充実・へき地医療支援・在宅医療・予防医療等に関し重点的に取り組む必要があります。

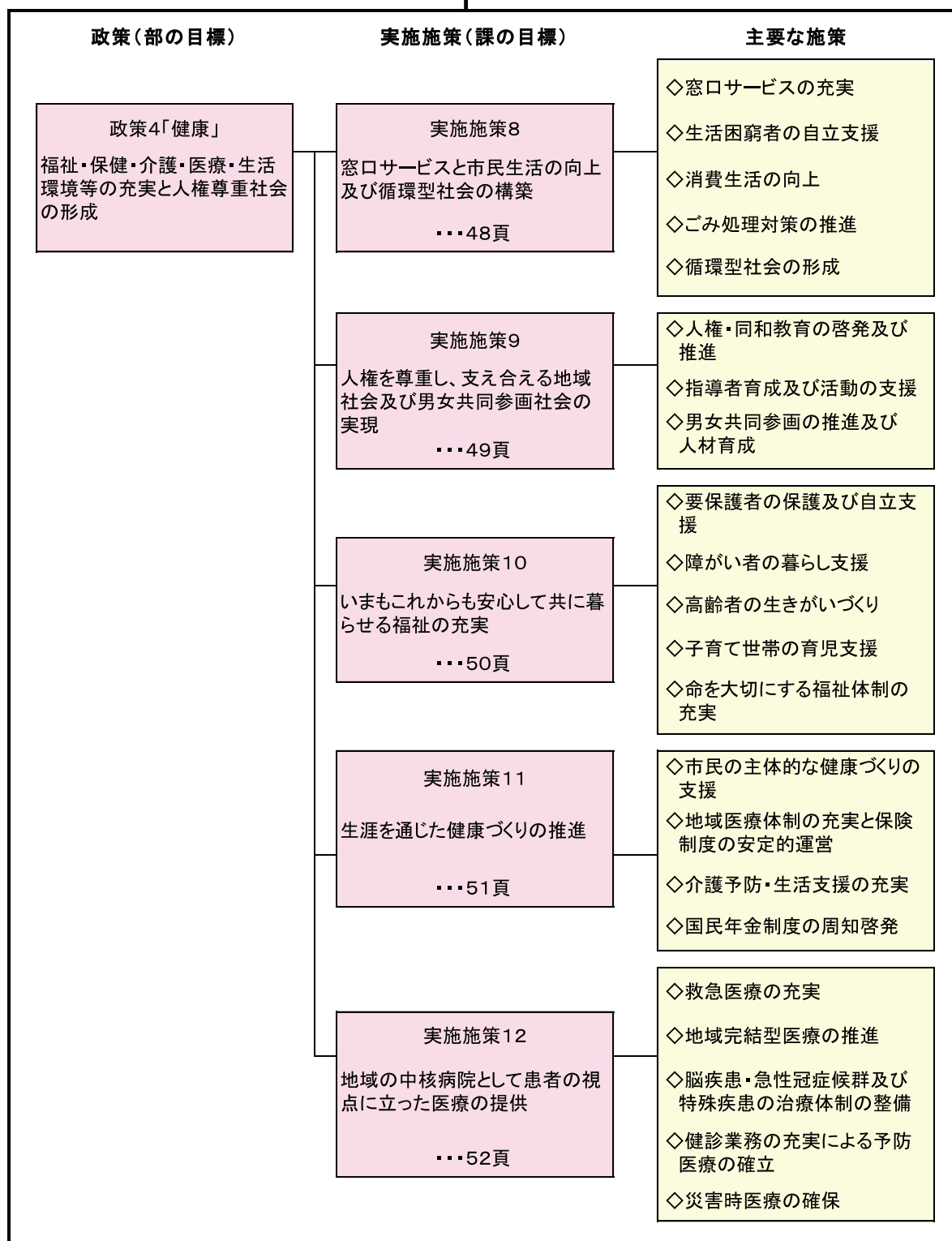
（３）主な個別計画など

名 称	担当課	計画期間など
阿蘇市人権教育・啓発基本計画	人権啓発課	平成 18 年度 策定
第3次阿蘇市男女共同参画基本計画		令和2年度 ～令和6年度
阿蘇市障がい者計画	福祉課	平成 30 年度 ～令和5年度
阿蘇市地域福祉計画（第3次）		令和元年度 ～令和6年度
阿蘇市次世代育成支援後期行動計画		平成 22 年度 策定
阿蘇市子ども・子育て支援事業計画		令和2年度 ～令和6年度
第6期阿蘇市障がい福祉計画・第2期阿蘇市障がい児福祉計画		令和3年度 ～令和5年度
阿蘇市健康増進計画	ほけん課	平成 25 年度 ～令和4年度
阿蘇市食育推進計画		平成 25 年度 ～令和4年度
阿蘇市母子保健計画		平成 27 年度 ～令和6年度
第2期阿蘇市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）		平成 30 年度 ～令和5年度
第3期阿蘇市国民健康保険特定健康診査等実施計画		平成 30 年度 ～令和5年度
第8期阿蘇市高齢者いきいきプラン（老人福祉計画・介護保険事業計画）		令和3年度 ～令和5年度
阿蘇市自殺対策計画		令和元年度 ～令和5年度

(4) 政策4「健康」の体系図

人がつながり 創りだす 新しい阿蘇 ～ONLY ONEの世界へ～

チャレンジ3 健康で安心なまちづくりへのチャレンジ <人権・健康>



政策4「健康」 福祉・保健・介護・医療・生活環境等の充実と人権尊重社会の形成

実施施策8 (市民課)

窓口サービスと市民生活の向上及び循環型社会の構築



- 目標 1 「貧困をなくそう」・ターゲット (1.3)
 目標 11 「住み続けられるまちづくりを」・ターゲット (11.6)
 目標 12 「つくる責任 つかう責任」・ターゲット (12.3) (12.5)
 目標 14 「海の豊かさを守ろう」・ターゲット (14.1)
 目標 16 「平和と公正をすべての人に」・ターゲット (16.6) (16.9)

複雑・多様化する窓口業務は丁寧な対応を心がけ、速やかな事務処理を行います。生活困窮者支援は、関係機関と連携して適切な支援を実施し、生活困窮状態の脱却を図ります。消費生活は、情報発信や意識啓発を図り、正しい知識の提供や消費生活相談の充実により、消費者被害の防止・回復に努めます。廃棄物処理は、循環型社会システムの構築を推進し、生活環境の保全・公衆衛生の向上を目指します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
窓口サービスの充実	戸籍・住民票等の適正な管理、様々な証明書の請求その他の手続きの適正かつ速やかな対応	住民の求めに応じた丁寧な対応による窓口サービスの向上	○戸籍届書の受付・戸籍関係証明書の交付 ○住民異動届の受付・写し等の交付 ○マイナンバーカード交付
生活困窮者の自立支援	生活困窮者の相談対応、自立に向けた就労及び家計改善等の支援	生活困窮者の困窮状態からの自立	○生活困窮者自立相談支援事業 ○住居確保給付金 ○生活困窮者に係る任意事業
消費生活の向上	消費生活に関する正しい知識の習得及び消費者被害を防止するための意識の啓発	消費者被害の未然防止及び回復	○消費生活相談 ○消費者教育及び啓発 ○消費者トラブル等の情報提供
ごみ処理対策の推進	家庭ごみの収集運搬の適正な処理、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、生ごみ処理機容器等の利用促進	ごみ資源化のため分別品目の精査、ごみ排出に関する市民意識の向上、ごみ減量化	○塵芥収集運搬業務委託 ○家庭用生ごみ処理機・容器購入補助事業 ○資源ごみ抜き取り防止パトロール
循環型社会の形成	廃棄物の発生の抑制・再利用・再資源化の推進、環境学習の推進	廃棄物の適正な処理による循環型社会の構築、不法投棄の撲滅	○ごみを減らす絵画コンクール ○ごみ減量化・3R推進に関する講演 ○食品ロス削減推進活動

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
市民1人が排出する1日当たりのごみの量	940g (※)	924g
支援により課題解決に繋がる変化が見られた生活困窮者の割合	96.5%	98.0%
消費生活啓発講座の参加者数	617人 (※)	800人

(※) 新型コロナウイルスの影響により、基準値は令和元年度の実績値としています。

政策4「健康」 福祉・保健・介護・医療・生活環境等の充実と人権尊重社会の形成

実施施策9 (人権啓発課)

人権を尊重し、支え合える地域社会及び男女共同参画社会の実現



目標5「ジェンダー平等を実現しよう」・ターゲット(5.1)(5.5)(5.c)

目標10「人や国の不平等をなくそう」・ターゲット(10.3)(10.4)

市民一人一人が、人権問題を身近な課題として認識し、人権意識の視点に立って、人権問題を正しく理解し、学習に取り組むために誰もが研修や学習会に参加しやすい環境づくりに努めます。また、男女共同参画社会の実現を目指し、男女が共に支えあい、お互いの個性を尊重し、能力を十分発揮できるよう、ワーク・ライフバランスの見直しや、女性が活躍できる地域社会の実現に向け取り組みます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
人権・同和教育の啓発及び推進	人権・同和教育の啓発及び推進活動	市民一人一人の人権意識の高揚と差別や偏見の解消	○阿蘇市人権・同和教育推進協議会 ○阿蘇市人権フェスティバル ○熊本県市町村人権啓発推進協議会
指導者育成及び活動の支援	あらゆる人権問題及び同和問題に関わる指導者の人材育成、運動団体活動の支援	人権・同和問題に関わる指導者の育成、効果的な啓発活動や支援体制の強化	○阿蘇市内新規赴任及び新転任教職員、阿蘇市新規採用職員研修 ○運動団体助成金 ○LGBTQなど（セクシャルマイリティ）の研修
男女共同参画の推進及び人材育成	あらゆる分野で男女共同参画を進める意識や環境づくり	政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画社会の推進、男女の働きやすい環境や体制の整備	○第3次阿蘇市男女共同参画基本計画 ○女性団体連絡協議会助成金 ○ジェンダー（社会的文化的性別）平等研修

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
学習会や研修会、広報誌の掲載等の人権啓発活動数	34回(※)	40回
研修会への参加や指導研修	79回(※)	80回
協議会・委員等での女性の割合	17.8%(※)	30.0%

(※) 令和2年度の実績値が新型コロナウイルスの影響により大幅に減少したため、基準値は令和元年度の実績値としています。

政策4「健康」福祉・保健・介護・医療・生活環境等の充実と人権尊重社会の形成

実施施策10 (福祉課)

いまでもこれからも安心して共に暮らせる福祉の充実



目標 1「貧困をなくそう」・ターゲット (1.3)

目標 4「質の高い教育をみんなに」・ターゲット (4.2) (4.5)

目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」・ターゲット (5.2)

目標 8「働きがいも経済成長も」・ターゲット (8.5)

目標 10「人や国の不平等をなくそう」・ターゲット (10.2)

目標 16「平和と公正をすべての人に」・ターゲット (16.2)

誰もが住み慣れた阿蘇市で安心して生活を営むため福祉体制の充実に向け、生活の基盤となる福祉行政サービスを提供します。

また、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」の緊密な連携によって解決していくための取組みを推進します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
要保護者の保護及び自立支援	自立支援プログラムを活用した支援	就労支援を通じた経済的自立や社会資源を活用した社会的自立の実現	○適切な生活保護の適用 ○ハローワーク等と連携した就労支援
障がい者の暮らし支援	社会的活躍の場の創出、自立支援に向けた相談・支援	共に社会の構成員として生き生きと生活できる共生社会の実現	○障がいへの関心と理解と深める活動啓発 ○障がい者とのふれあいの場の創設 ○各種相談援助の実施
高齢者の生きがいづくり	高齢者の就労・社会参加機会の創出	高齢者の積極的な社会参加の促進、健康寿命を延ばす社会づくり	○シルバーボランティアの推進 ○老人クラブ活動の支援
子育て世帯の育児支援	子ども医療費助成・保育所・放課後児童健全育成・ファミリーサポートセンター事業等による子育て環境の充実	子育てにかかる費用や仕事との両立への支援による全ての子どもの健やかな育ち	○子どものための教育・保育給付事業 ○子育て支援事業 ○子ども医療費助成事業
命を大切にす る福祉体制の 充実	生命に不適切な問題を抱える方々の情報把握及び適切な対応	関係者・機関等の情報ネットワークの充実によるDV・虐待・貧困・孤独等の防止	○関係機関による連絡会の開催 ○情報分析による深刻度の判定及び関係機関との連携

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
生活保護受給者の自立支援参加数	33 人	40 人
シルバー人材センターの会員登録者数	84 人	90 人
相談支援事業の実利用件数（月平均）	178 人	185 人
ファミリーサポートセンター協力会員登録者数	47 人	62 人
放課後児童健全育成事業利用定員数	275 人	302 人
年度末時点の待機児童数	0 人	0 人
婦人相談員等の配置数	1 人	2 人

政策4「健康」 福祉・保健・介護・医療・生活環境等の充実と人権尊重社会の形成

実施施策 11 (ほけん課)

生涯を通じた健康づくりの推進



目標1「貧困をなくそう」・ターゲット(1.3)

目標3「すべての人に健康と福祉を」・ターゲット(3.1)(3.2)(3.8)

目標4「質の高い教育をみんなに」・ターゲット(4.2)

市民の主体的な健康づくりを支援するため、健康診査などの保健サービスの充実、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣を定着させるための取組み、地域での健康づくり活動への支援などを推進し、生活習慣病の発症予防と重症化を予防します。また、感染症の予防や拡大防止、妊産婦・乳幼児の健康管理などを支援するなど、市民が安心して住み慣れた地域で、健康に生活するための環境整備に努めます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
市民の主体的な健康づくりの支援	健康診査・がん検診・妊婦健診・乳幼児健診などの保健サービスの充実、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣の定着を目指した意識啓発	自らの健康状態を理解し、生活習慣を改善することで、生活習慣病の発症・重症化が予防される	○健康診査事業 ○予防接種事業 ○母子手帳アプリ事業 ○健康ポイント事業
地域医療体制の充実と保険制度の安定的運営	かかりつけ医や地域の医療機関との連携を促進、適正受診・適正服薬の推進、後発医薬品の使用促進、保険税(料)の確保	安心して医療を受けられる体制が充実し、保険制度が安定して運営される	○医療費通知 ○後発医薬品利用差額通知 ○保険税(料)の収納率向上
介護予防・生活支援の充実	地域での健康づくり活動への支援、地域包括ケアシステムの推進	いつまでも安心して生活できる体制が確立され、保険制度が安定して運営される	○介護予防・日常生活支援総合事業 ○認知症の予防推進 ○在宅医療・介護の連携推進
国民年金制度の周知啓発	制度への理解を深めることで、保険料の納付促進	将来の年金受給額を確保し、低年金者や無年金者が減少する	○年金制度の周知 ○保険料の口座振替勧奨 ○保険料の免除勧奨

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
特定健診の重症化予防対象者の割合	34.8%	27.0%
特定健診受診率	49.3%	55.1%
後期高齢者健診受診率	18.7%	20.1%
要介護(支援)認定率	21.7%	19.5%
国民年金保険料納付率	69.8%	71.0%

第3章 基本計画

第3節 基幹政策「チャレンジプロジェクト」

政策4「健康」 福祉・保健・介護・医療・生活環境等の充実と人権尊重社会の形成

実施施策12 (阿蘇医療センター)

地域の中核病院として患者の視点に立った医療の提供



目標3「すべての人に健康と福祉を」・ターゲット(3.3)(3.4)(3.8)

阿蘇医療センターは、阿蘇医療圏における救急医療及び災害時医療体制の強化を図り、地域の関係施設との連携体制を構築することにより、安全で安心な地域医療体制を目指します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
救急医療の充実	医師・医療従事者の確保、24時間365日受診できる救急医療体制の強化	休日・夜間の二次救急医療体制の整備、市民が安心して暮らせる救急医療の提供	○医師・医療従事者の確保 ○救急医療体制の強化
地域完結型医療の推進	病病・病診連携体制の構築、開放型病床の設置や高度医療機器等の施設の共同利用の推進、医療連携体制の強化及び地域包括ケアの推進	特殊外来・専門治療の実施による中核的医療の構築、地域完結型医療体制（二次医療）の構築による住民の圏域外受診などの負担軽減	○病病・病診連携体制の構築 ○医療連携体制の強化
脳疾患・急性冠症候群及び特殊疾患の治療体制の整備	専門医による診療の拡充、高次の専門医療機関との連携体制による迅速な治療、地域の拠点病院の実現	脳卒中・急性冠症候群における医療水準の向上及び圏域外への救急搬送患者数の軽減	○医師・医療従事者の確保
健診業務の充実による予防医療の確立	がんや生活習慣病の予防や早期発見のための各種検診業務の充実	脳卒中・急性冠症候群の予防及びがん・糖尿病などの成人病の早期発見	○各種検診業務
災害時医療の確保	施設・設備の整備、災害時対応訓練等の実施、DMATの体制強化	大規模災害時における災害医療体制強化による迅速な対応と病院機能維持	○DMATの体制強化

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
救急搬送受入患者数（救急車）	882 人	1,000 人
医療提供に係る患者満足度	—	4.5 点以上／5.0 点
紹介率・逆紹介率の向上	42.6%・44.9%	45.0%以上・50.0%以上
各種健康診断実施件数	2,538 件	2,700 件
災害拠点病院としての機能充実	DMAT 隊 1 班体制	DMAT 隊 2 班以上

政策5 「安全」

快適な社会資本の整備及び良質な
景観形成によるまちづくり



修復された市道仙酔峡線

土木部・水道局

（１）部・課の役割

効率的なインフラの整備や維持・管理を進めるとともに、景観や環境の保全、良好な住環境整備を推進します。

建設課

- 道路、橋梁及び河川に関すること
- 建築及び耐震化促進に関すること

住環境課

- 環境保全及び都市計画に関すること
- 市営住宅及び下水道に関すること

水道課

- 水道事業に関すること



市営住宅新小里団地

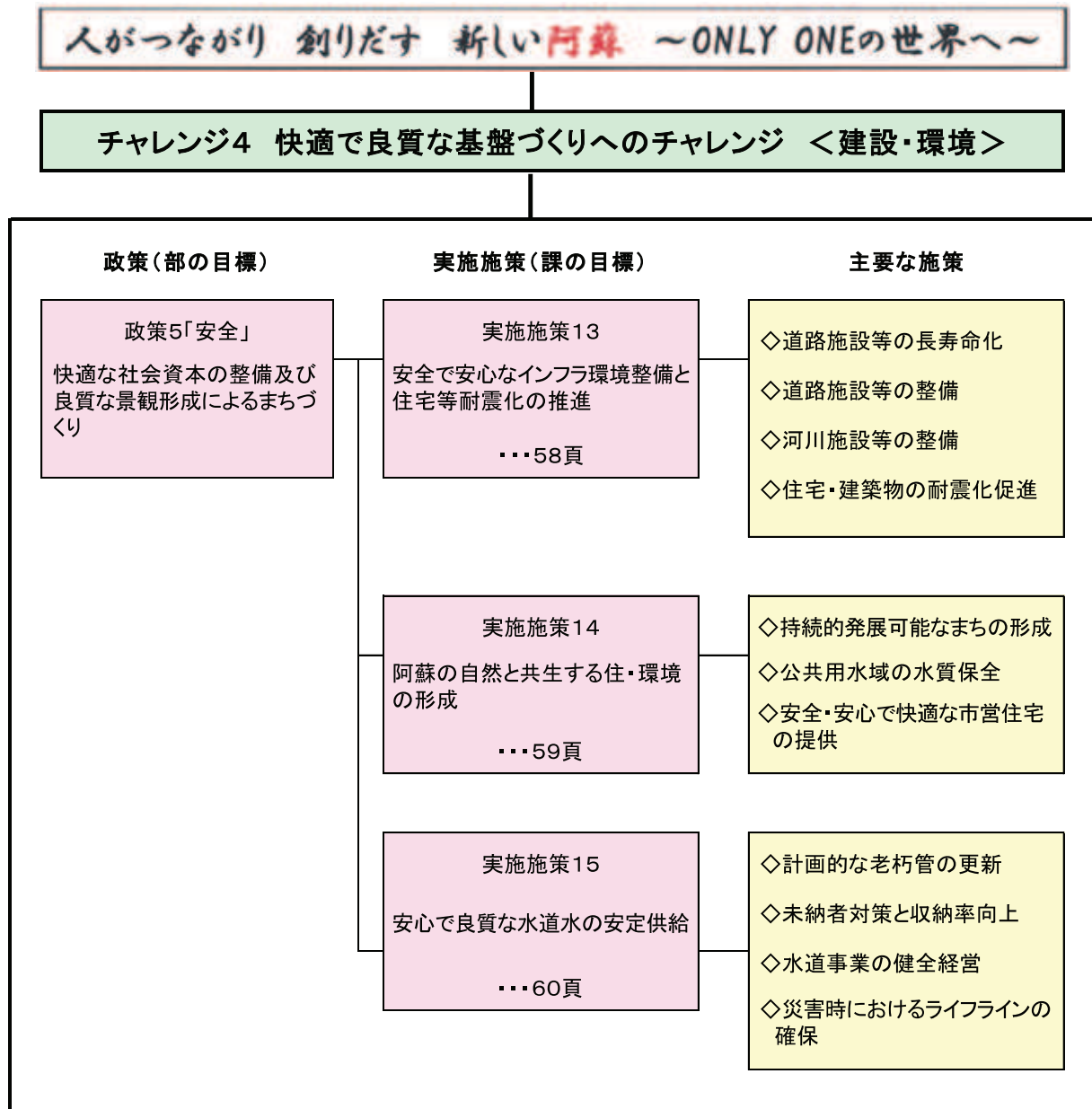
(2) 現状と課題

- 道路改良については、概ね目標を達成しているものの、舗装更新及び橋梁補修については 50%程度の達成率となっています。舗装更新については、多くの路線で老朽化が進行しており、今後も補助事業等を活用、効率的に事業を進め、限られた予算内での事業効果を上げる必要があります。また、橋梁については、橋梁点検において、補修が必要と判断された場合、優先的な補修を行っていきます。
- 建築物耐震化については、国庫補助事業が令和 7 年度までであることから建築物所有者へ制度の周知を図るとともに、耐震化率向上に努めます。
- 脱炭素社会を進めるうえで、大規模太陽光発電や風力発電施設は有益なものとなっていますが、世界文化遺産を目指す阿蘇地域では、景観阻害となることから事業推進にあたっては関係機関との協議・調整が課題となっています。
- 老朽化が進んでいる市営住宅は、予防保全的な維持修繕など適正な管理を行い入居者の居住安定に努めます。
また、用途廃止した住宅を早期に取り壊し、集約再編に取り組みます。
- 下水道事業は人口減少や施設の老朽化などに対応すべく、今後は管理の適正化と経営の安定化に向けた取り組みが課題となっています。
- 水道事業は常にライフラインとして安全な水を安定して持続的に供給することが求められます。人口減少に伴う水需要の減少（水道料金収入の減少）などが想定される中、今後は効率的・効果的な事業運営を務めることが必要となっています。

(3) 主な個別計画など

名 称	担当課	計画期間など
阿蘇市橋梁長寿命化修繕計画（第2次）	建設課	平成27年度策定
阿蘇市橋梁個別施設計画		平成30年度策定
阿蘇市耐震改修促進計画（第3期計画）		平成22年度～令和7年度
阿蘇市下水道事業全体計画	住環境課	昭和53年～令和17年度
阿蘇市公共下水道事業計画		昭和53年度～令和8年度
阿蘇市浄化センター他再構築基本設計（ストックマネジメント計画）		令和2年度～令和8年度
阿蘇市公共下水道事業経営戦略		令和3年度～令和12年度
阿蘇市地球温暖化対策実行計画（第3次、事務事業編）		令和元年度～令和5年度
熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画		令和3年度～令和5年度
阿蘇市環境基本計画		平成25年度～令和4年度
阿蘇市営住宅総合基本計画		平成31年度～令和10年度
阿蘇市公営住宅長寿命化計画		平成31年度～令和10年度
公営企業経営健全化計画	水道課	平成24年度策定
阿蘇市水道事業基本計画		令和2年度策定

(4) 政策5「安全」の体系図



政策5「安全」

快適な社会資本の整備及び良質な景観形成による
まちづくり実施施策13
(建設課)

安全で安心なインフラ環境整備と住宅等耐震化の推進



目標 11「住み続けられるまちづくりを」・ターゲット (11.2) (11.5) (11.b)

目標 13「気候変動に具体的な対策を」・ターゲット (13.1)

市民生活の利便性や安全性を確保するため、年数が経過した道路施設等の計画的な維持補修と道路網の整備及び河川の護岸整備を図ります。また、市内の住宅及び建築物について、耐震不足の建物について耐震化を促し、市民の安全で安心な生活を確保します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
道路施設等の長寿命化	道路施設等の計画的な維持・補修	車や歩行者の安全で安心な通行	○橋梁点検 ○橋梁補修 ○舗装更新
道路施設等の整備	計画的な道路整備	車や歩行者の安全で安心な通行	○道路新設改良
河川施設等の整備	計画的な河川整備	災害時の安全確保	○河川改修
住宅・建築物の耐震化促進	耐震化促進及び災害危険区域内の住宅移転促進	住宅・建築物等の耐震化率の向上及び安全住居の確保	○戸建て木造住宅耐震改修等事業 ○がけ地近接等危険住宅移転事業 ○危険ブロック塀等安全確保支援事業

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
補修済橋梁数	16 橋	40 橋
舗装更新延長	3.8km	7.1km
道路改良延長	427.1km	429.4km
河川護岸延長	370m	530m
戸建木造住宅耐震化率	47.3%	50.0%
市有建築物耐震化率	41.5%	60.0%
民間建築物耐震化率	52.9%	60.0%

政策5「安全」

快適な社会資本の整備及び良質な景観形成によるまちづくり

実施施策14
(住環境課)

阿蘇の自然と共生する住・環境の形成



目標 6 「安全な水とトイレを世界中に」・ターゲット (6.2) (6.3)
 目標 7 「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」・ターゲット (7.2)
 目標 11 「住み続けられるまちづくりを」・ターゲット (11.1) (11.6)

これまで先人達が守り育ててきた阿蘇の豊かな自然環境を次の世代に着実に引き継いでいくため、市民が快適に生活し、安全に安心して暮すことのできる住・環境の形成を目指します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
持続的発展可能なまちの形成	地域資源等の有効活用による循環型社会の形成、都市機能の適正配置、環境学習の推進	地球温暖化の抑制、気候変動や生態系の悪影響の抑制、安全で安心して住み続けることができるまちの形成	○自然環境や景観を損なわない地域資源を活用した再生可能エネルギー導入の検討 ○地球温暖化対策の一環として公用車に電気自動車の導入を推進 ○環境教育・学習の推進
公共用水域の水質保全	住・環境の向上と公共用水域の保全、計画的な生活排水施設の整備・改築更新の実施	公共下水道施設の維持管理の向上、延命化による改築更新費用の平準化、公共用水域の水質保全	○下水道区域の未普及解消、接続普及・啓発 ○処理施設の改築更新による長寿命化 ○合併処理浄化槽の普及・啓発
安全・安心で快適な市営住宅の提供	ユニバーサルデザインを取り入れた住宅の建替、阿蘇市長寿命化計画に基づく計画的な改修	入居者が安心して暮らせる市営住宅の提供	○住生活の基盤となる良質な住宅の供給（建替事業） ○維持管理や耐久性の向上等を踏まえた既存住宅の長寿命化（修繕・改修事業） ○住宅の用途廃止及び解体撤去（集約再編事業）

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
再生可能エネルギー・省エネルギー施設を設置している施設数	12 施設	13 施設
阿蘇市生活排水水洗化率（汚水処理人口普及率）	65.33%	76.61%
下水道区域における生活排水施設整備事業に基づく水洗化率	77.46%	82.00%
合併浄化槽等による水洗化率（浄化槽人口普及率）	39.29%	41.00%
市営住宅建替え改築した戸数	189 戸	220 戸

政策5「安全」

快適な社会資本の整備及び良質な景観形成によるまちづくり

実施施策15
(水道課)

安心で良質な水道水の安定供給



目標6「安全な水とトイレを世界中に」

「安心」「安全」「良質」な水道水を供給し、信頼される水道事業を持続していくため、具体的な経営目標のもとで計画的かつ効率的な業務を執行し、水道事業の経営基盤の強化と安定化を図ります。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
計画的な老朽管の更新	漏水が著しい配水管路の計画的な更新	水道水の安定供給と有収率の向上	○水道施設更新事業 ○漏水調査事業
未納者対策と収納率向上	口座振替及び納付相談による納付意識の促進	未納者の解消及び収納率の向上	○債権管理要綱策定 ○定期的な不能欠損処理
水道事業の健全経営	アセットマネジメント等を踏まえ収益的収支と資本的収支のバランスを考慮した料金設定(水道料金の改定等)	今後の設備投資を見据えた安定的な収入の確保	○アセットマネジメント(資産管理)実施 ○公営企業経営健全化計画策定 ○水道事業ビジョン策定
災害時におけるライフラインの確保	基幹管路の耐震化と連絡管の整備	災害時における水道水の安定供給	○基幹管路耐震化事業 ○配水池耐震化事業 ○連絡管新設事業

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
有収率	74.5%	82.0%
水道料金の収納率	95.7%	97.0%
自己資本構成比率	69.3%	70.0%
耐震化率(上水道事業のみ)	84.9%	90.0%

政策6

「安心」

効果的な行財政改革の推進による
持続可能な行政運営



阿蘇市役所

総 務 部

（１）部・課の役割

市行政に関する政策・予算・防災・消防・税・行政委員会等をはじめ、他の部の所管に属さない事項など、効率的かつ安定的な行政運営に資するよう総合的な業務に取り組めます。

総務課

- 行政区、例規、個人情報、行政改革及び情報化に関すること
- 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること

財政課

- 予算、決算、財産、入札及び契約に関すること

政策防災課

- 防災、消防、交通安全、秘書、広報、広聴及び渉外に関すること
- 市政の総合的な企画、調整及び振興に関すること

税務課

- 市税及び国民健康保険税の賦課・徴収及び地籍調査に関すること

内牧支所・波野支所

- 支所に関すること

議会事務局

- 議会（本会議、委員会、全員協議会など）運営に関すること

監査委員事務局

- 財務や行政事務の監査に関すること

会計課

- 現金及び物品の出納・保管・公金の支出に伴う審査と運用に関すること

選挙管理委員会事務局

- 選挙管理委員会の運営及び選挙執行に関すること

固定資産評価審査委員会事務局

- 固定資産評価審査委員会の運営及び不服審査に関すること

(2) 現状と課題

- スマートフォン等の端末によるネット利用が主流となり、旅行や飲食店の予約、ネット銀行、電子書籍、通販など、さまざまなサービスのオンライン化が拡大しています。
- 住民の利便性の向上、業務の効率化を目的に、行政手続についても ICT を活用し、オンライン手続きをスムーズに行うためのマイナンバーカードの利用やコンビニ収納の推進などにより、市民サービスの向上を目指す必要があります。
- 行政区への未加入世帯の増加による地域コミュニティの希薄化や世帯数の減少、高齢者世帯の増加等による行政区の存続が一部危惧されています。
- 各施設の老朽化が進み、修繕等の維持補修費が年々増加しています。
- 住民協働による行政運営の推進には、多くの住民が行政への関心を高めることが大切であり、市の情報を様々な方法で分かりやすく発信することが求められています。また、住民のニーズに応え、多様化、複雑化する地域課題を解決していくために、住民の声を様々な手段で積極的に取り入れ、効果的に反映させることが必要です。
- 少子化や自家用車の普及等により公共交通の利用者は減少している一方、移動手段の確保が困難な高齢者等の増加により、公共交通のさらなる充実が必要となってきています。
- 地域公共交通の維持・確保は、まちづくりや観光、福祉など様々な分野において本市の活性化には欠かせない重要な役割を持つものであり、市民一人一人が公共交通の重要性について関心を持つ必要があります。
- 地域公共交通を維持するため、移動手段の確保にあたっては、利用者の需要の変化等に柔軟に対応し地域にとって最適な交通システムの構築について検討し、関係機関との連携・協働によりその実現を図っていくことが必要です。
- 地域防災においては、災害から命を守るため、地域の特性を踏まえた地域防災計画を作成し、「自助」、「共助」、「公助」の連携による地域防災力を強化し、災害に強い街づくりに向け、取り組むことが必要であります。
- 地域では、これまでの取り組みを一層進めるとともに、今後は高齢者や障がい者、妊産婦、体調不良者といった災害時の避難にあたって配慮が必要となるよう配慮者

のうち特に支援を要する方（避難行動要支援者）への対策、また、広域避難も検討していく必要があります。

- 消防団については、常備消防との連携を図りながら、新入団員の確保はもとより訓練や消防団訓練などを通して、消防団員の資質と機動力の向上に努めるとともに、消防積載車や老朽化した設備の更新、消火水利の確保を計画的に進めています。
- 各種税の滞納繰越額が他市町村と比較しても割合が高いことから、滞納処分の執行停止による滞納繰越額の圧縮が必要であります。
- 地籍調査を実施している波野地区については、現地に詳しい地元古所有者及び土地所有者が高齢化により現地立会ができない方が年々増加しています。また、相続登記をしていないため相続人が未広がりが増えており、併せて土地に対する関心が希薄しており現地立会が成立しないなど、筆界未定のリスクが高くなる可能性があることから早期完了する必要があります。

（３）主な個別計画など

名 称	担当課	計画期間など
阿蘇市定員適正化計画（第２次）	総務課	平成２２年度策定
阿蘇市行政改革大綱（第２次）		平成２９年度～令和３年度
中期財政計画	財政課	令和３年度～令和７年度
阿蘇市公共施設等総合管理計画（第１期）		平成２９年度～令和７年度
阿蘇市公共施設個別施設計画		令和２年度～令和１１年度
阿蘇市交通安全計画（第１１次）	政策防災課	令和３年度～令和７年度
阿蘇市国土強靱化地域計画		令和元年度策定
阿蘇市建設計画		平成１７年度～令和６年度
第２期阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略		令和２年度～令和６年度
阿蘇市まち・ひと・しごと人口ビジョン		平成２７年度策定

熊本連携中枢都市圏構想（ビジョン）		令和 3 年度 ～令和 7 年度
阿蘇市過疎地域持続的発展計画		令和 3 年度 ～令和 7 年度
辺地総合整備計画		平成 25 年度 ～令和 4 年度
阿蘇市山村振興計画		平成 29 年度 ～令和 8 年度
第 7 次国土調査事業十箇年計画	税務課	令和 2 年度 ～令和 11 年度

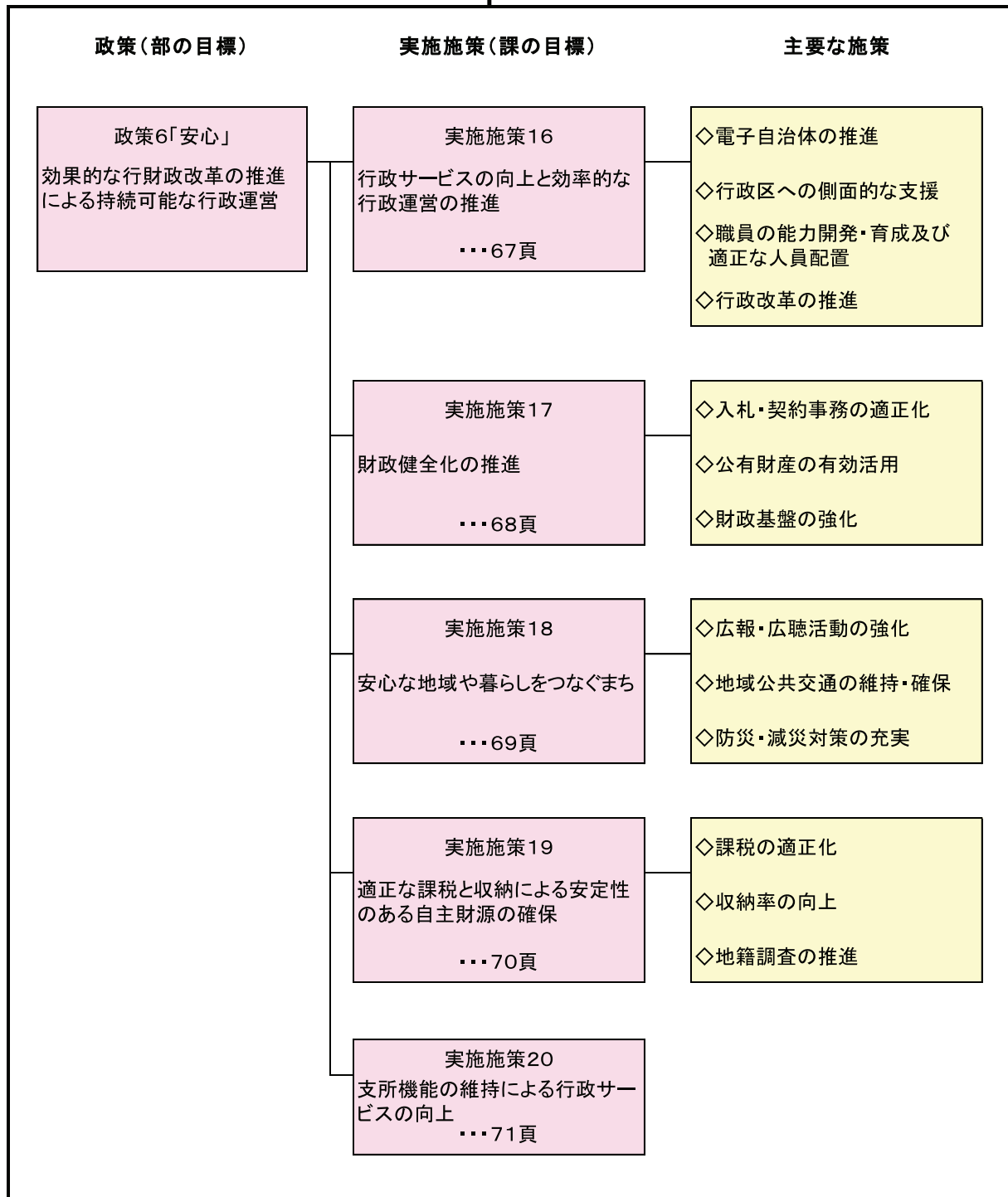


消防団非常呼集訓練による一斉放水

(4) 政策6「安心」の体系図

人がつながり 創りだす 新しい阿蘇 ～ONLY ONEの世界へ～

チャレンジ5 将来に向けた市政改革へのチャレンジ <地域・自治>



政策6「安心」 効果的な行財政改革の推進による持続可能な行政運営

実施施策16
(総務課)

行政サービスの向上と効率的な行政運営の推進



目標 11「住み続けられるまちづくりを」・ターゲット（11.a）

目標 16「平和と公正をすべての人に」・ターゲット（16.6）（16.10）

限られた財源を最大限に有効かつ計画的に運用し、適切な行政サービスを提供するため、不断に行政改革に取り組み、適正かつ効果的な人員配置と継続的な職員の能力開発、組織の強化、向上を図ります。

行政機能や生活機能を相互補完するために行政区との連携を深めていきます。

情報システムを利用した各種行政サービスを提供するため、情報セキュリティの確保に留意し、行政サービスの安定的な提供に努めます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
電子自治体の推進	各公共施設での行政システム利用環境の充実 行政手続や行政情報発信のデジタル化に対応する環境の整備	職員が行っている定型業務や窓口受付業務等の量・時間を削減 住民が行う手続きの簡略化、細やかな行政情報の提供	○行政業務システムの整備 ○地域情報基盤の整備 ○行政手続のデジタル化
行政区への側面的な支援	行政区の現状や課題を共有し、行政が側面的に支援	住民の自治意識の向上と地域社会が持つ相互扶助機能の維持向上	○行政区長研修の実施 ○行政区活動の支援 ○行政区担当職員制度の活用
職員の能力開発・育成及び適正な人員配置	複雑多様化する行政需要に的確に応え、改善意識やバランスの取れた経営感覚を持った職員の育成、能力開発及び人材の確保	様々な行政施策の効率的かつ効果的な推進 行政サービスや業務の質の向上による住民福祉の増進	○人事評価システムの構築 ○人材育成基本方針等に基づく職員研修の実施 ○計画的な職員採用の実施
行政改革の推進	限られた財源の効率的運用と適切な行政サービスの提供	効率的・効果的な行政運営	○行政改革アクションプランの進捗管理 ○事務事業の改善

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
行政手続オンライン化率（国が示す優先的に取り組むべき手続）	57%	100%

政策6「安心」 効果的な行財政改革の推進による持続可能な行政運営

実施施策17
(財政課)

財政健全化の推進



目標 11「住み続けられるまちづくりを」・ターゲット（11.7）（11.C）

目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」・ターゲット（17.4）

公共施設等総合管理計画による適正な整備により施設の長寿命化・統廃合を促すとともに、未利用財産の売却を含めた有効活用を図ります。

厳しい財政運営が続く中、限られた財源と人材で多様化する市民ニーズに対応し、より質の高い行政サービスを提供していくため、予算の徹底した選択と集中のもと効果的・効率的に事業を推進します。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
入札・契約事務の適正化	社会資本整備に係る入札における条件付き一般競争入札の導入	公共工事に対する市民の信頼の確保と建設業の健全な育成	○入札及び契約事務 ○入札参加資格審査事務
公有財産の有効活用	公共施設等総合管理計画に基づく施設等の更新・統廃合・長寿命化	施設等の最適配置の実現と財政負担の軽減・平準化	○公有財産の管理 ○公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の進捗管理
財政基盤の強化	財政運営の効率化・合理化の推進、災害等非常事態に備えた財政基盤の強化	財政運営の効率化・合理化、災害等有事の際の円滑な財政出動	○適切な予算編成、執行による歳出削減 ○財政計画に基づく財源確保

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
一般競争入札の導入	0%	50%
財政調整基金の積立額	1,547 百万円	1,620 百万円

政策 6 「安心」 効果的な行財政改革の推進による持続可能な行政運営

実施施策18
(政策防災課)

安心な地域や暮らしをつなぐまち



目標 11「住み続けられるまちづくりを」・ターゲット (11.2) (11.5)

目標 13「気候変動に具体的な対策を」・ターゲット (13.1) (13.2)

目標 16「平和と公正をすべての人に」・ターゲット (16.6)

目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」

地域公共交通の維持確保のため、地域住民一人一人が公共交通について関心を持ち、安全安心で快適に外出できる最適な移動手段の更なる確保に取り組みます。また、2 次交通やバス、鉄道など市民の方々の利用はもとより観光客にとっても利便性の高い交通環境の形成を図ります。

防災訓練実施などを通じて、市民が災害に対しての意識を持ち、災害時に地域で互いに協力し避難や救助などの初期活動が行える体制づくりを進めます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
広報・広聴活動の強化	広報誌等の様々な情報発信手段を活用した情報発信 広聴活動の実施	市民に市政情報を発信する広報活動の充実 広く住民の意見を聴き、市政に反映させる広聴活動の推進	○広報誌発行 ○「ハイ、市長です」 ○市政報告会
地域公共交通の維持・確保	公共交通に関する意識啓発 新たな交通システムの導入	利用促進などの啓発活動による公共交通に対する住民の意識及び関心度の向上 効果的な公共交通網の整備による市民生活の利便性向上及び中心市街地へのアクセス強化による地域経済の活性化	○地方バス運行特別対策事業 ○乗合タクシー運行補助事業
防災・減災対策の充実	地域防災計画の作成、防災倉庫の整備	「自助」、「共助」、「公助」の連携により、市民の生命・財産が守られる 自然災害の被害を最小限度に抑えるため市民意識の醸成 コロナ禍を踏まえ保健所との連携等により、避難所運営の円滑化を行う	○地区防災計画作成の支援 ○防災意識の普及・啓発 ○防災倉庫整備事業

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
SNS による情報発信の閲覧者	25,569 人	30,000 人
公共交通利用者数（路線バス）	52,275 人	10%向上
公共交通利用者数（乗合タクシー）	3,432 人	10%向上
地区防災計画の作成	0 行政区	10 行政区

政策6「安心」 効果的な行財政改革の推進による持続可能な行政運営

実施施策19
(税務課)

適正な課税と収納による安定性のある自主財源の確保



目標10「人や国の不平等をなくそう」・ターゲット(10.3)(10.4)

目標11「住み続けられるまちづくりを」・ターゲット(11.1)(11.2)

目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」・ターゲット(17.1)

税の根本である公平性を確保するために、市税等の適正な課税に努め、コンビニ収納など納税しやすい環境整備を進めます。滞納者には、早い段階で催告や滞納処分を執行することで、債権管理の一層の適正化に努めます。地籍調査では、市全体の早期完了を目指すとともに、地籍調査完了地区においては地籍図の更正に努めます。

◆主要な施策

施策名	内 容	目指す効果	主な事務・事業
課税の適正化	未申告者への申告指導促進、固定資産の未評価の解消、電子申告の推進	課税客体の的確な把握による税負担の公平性の確保	○市税に関する賦課事務 ○未評価及び減失家屋の定期調査 ○航空写真撮影
収納率の向上	早期の文書による催告や県との共同催告、滞納処分の強化による納期内納付の意識向上、コンビニ収納等納付環境の充実による収納率の向上	滞納者の納税意識の改革と収納率の向上	○納税催告 ○滞納処分 ○納税環境の整備
地籍調査の推進	地籍調査早期完了ができる体制の実施	不動産登記や課税の更正及び公共事業や災害復旧等多方面に利活用	○地籍調査事業

◆目指す指標

成果指標名	基準値 R2	最終目標 R6
市税収納率(現年課税分)	98.30%(※)	98.35%
地籍調査推進率	64.29%	66.10%

(※) 令和2年度の実績値が新型コロナウイルスの影響により大幅に減少しているため、基準値は令和元年度の実績値としています。

政策6「安心」 効果的な行財政改革の推進による持続可能な行政運営

実施施策20 (各支所)	支所機能の維持による行政サービスの向上
-----------------	---------------------

市民生活に身近な福祉・保健・戸籍・税務等に関する窓口業務や、市道・市営住宅の簡易的な管理に関する業務など、本庁各部署の総合窓口としての支所機能を効率的に維持し、多種多様化する市民ニーズに対する行政サービスの利便性の向上に努めます。



波野支所



内牧支所の窓口風景

第2次阿蘇市総合計画
(後期基本計画)

資 料 編

計画策定の経緯

策定体制

策定審議会委員

諮問書

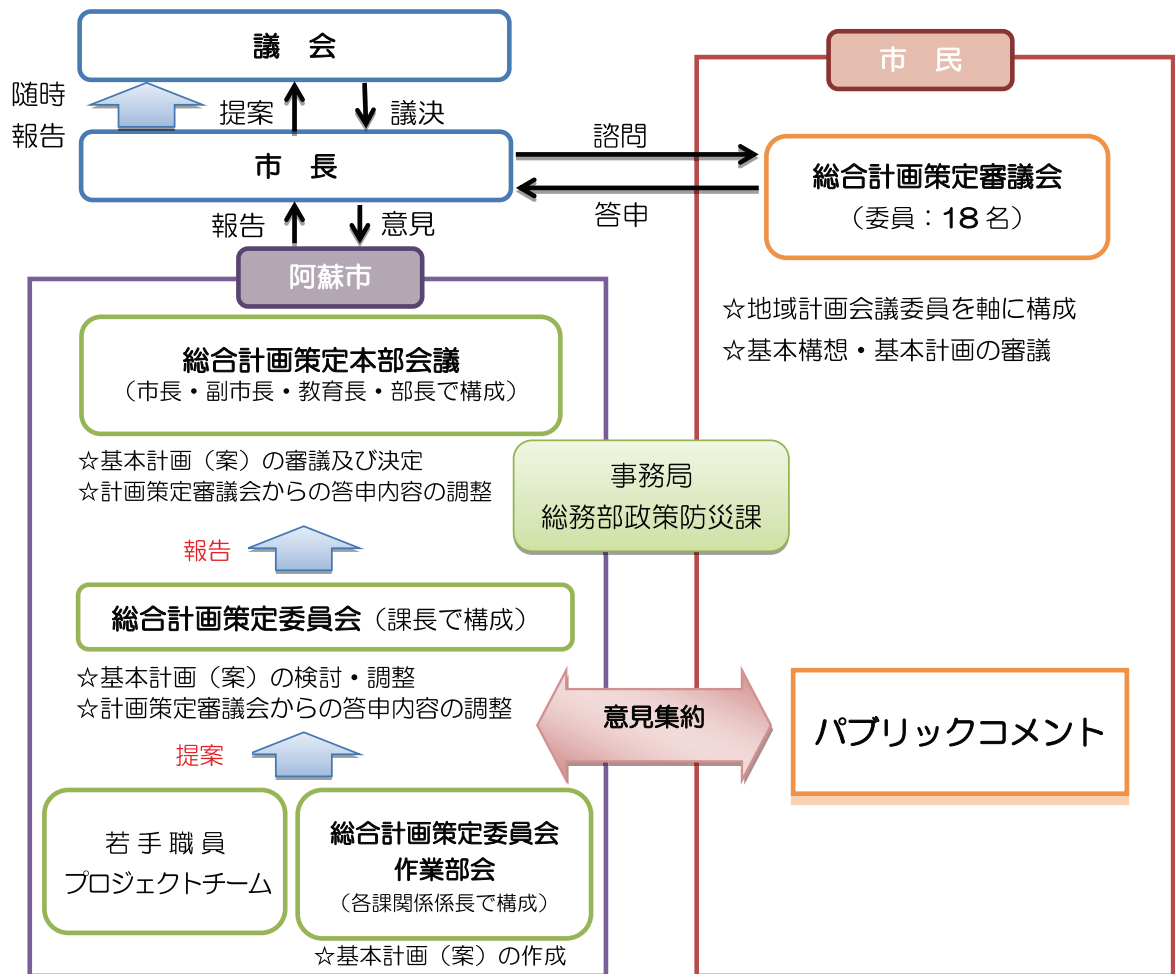
答申書

SDGs 対応表

1 計画策定の経緯

期 間	項 目
令和2年 8月31日	第1回総合計画策定本部会議（部長級） ・計画の趣旨 等
8月31日	第1回総合計画策定委員会（課長級） ・計画の趣旨 等
10月13日	第1回総合計画策定審議会 ・総合計画策定審議会委員の委嘱 ・第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の諮問 ・計画の趣旨 等
11月11日	第1回総合計画策定委員会作業部会（係長級） ・計画の趣旨 等
11月18日 ～12月22日	作業部会による後期基本計画案作成（係長級）1回目 ・主要な施策、目標設定 等
11月26日	第2回総合計画策定審議会 ・前期計画の検証 等
11月27日	第2回総合計画策定委員会作業部会（係長級） ・SDGs 勉強会
令和3年 2月15日 ～ 26日	作業部会による後期基本計画案作成（係長級）2回目 ・SDGs 等
2月24日	部課長会議 ・進捗状況及び意見交換（SDGs）
4月19日	第2回総合計画策定委員会（課長級） ・部・課の役割 等
4月19日	第2回総合計画策定本部会議（部長級） ・部・課の役割 等
4月23日	第3回総合計画策定委員会作業部会（係長級） ・素案について
4月23日 ～5月14日	作業部会による後期基本計画案作成（係長級）3回目 ・素案の作成 等
5月31日	第3回総合計画策定委員会（課長級） ・素案の検討
5月31日	第3回総合計画策定本部会議（部長級） ・素案の検討
6月 1日	第3回総合計画策定審議会 ・総合計画策定審議会委員の委嘱 ・素案について
6月18日 ～7月30日	総合計画（素案）のパブリックコメントの実施
8月11日	第4回総合計画策定審議会 ・パブリックコメントの結果について ・総合計画（案）について
8月18日	総合計画策定審議会からの第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の答申
9月17日	阿蘇市議会にて議決

2 策定体制



総合計画策定審議会

3 策定審議会委員

分野	機関名	氏名
議会	◎阿蘇市議会 総務常任委員会委員長	田中 弘子
	阿蘇市議会 文教厚生常任委員会委員長	森元 秀一
	阿蘇市議会 経済建設常任委員会委員長	五嶋 義行
市民	阿蘇市区長会 一の宮支部長	村上 幹夫（第2回まで） 岩下 行広（第3回から）
	阿蘇市区長会 阿蘇支部長	後藤 光昭（第2回まで） 坂田 千秋（第3回から）
	阿蘇市区長会 波野支部長	阿南 米夫
	阿蘇市女性団体連絡協議会 会長	神保 京子
産業	○阿蘇市商工会 会長	杉本 素一
	阿蘇市観光協会 会長	菊池 秀一
	阿蘇農業協同組合 代表理事組合長	原山 寅雄
	阿蘇森林組合 代表理事組合長	河津 宗範
教育	阿蘇市校長会 会長	北 誠一郎（第2回まで） 井 正文（第3回から）
	阿蘇市人権同和教育推進協議会 就学前人権同和教育部会長	小代 廣施
	阿蘇市PTA連絡協議会 母親部会長	志賀 美幸（第2回まで） 村岡 奈緒（第3回から）
公的機関	阿蘇公共職業安定所 所長	中田 順士（第2回まで） 平野 幸喜（第3回から）
	熊本県阿蘇地域振興局 局長	浦田 隆治
金融	肥後銀行 阿蘇ブロック統括店長	田口 幸喜（第2回まで） 上村 慎吾（第3回から）
阿蘇市	総務部 部長	高木 洋

◎会長 ○副会長

事務局	総務部 政策防災課長	加藤 勇二郎（第2回まで）
	//	山本 繁樹（第3回から）
	総務部 政策防災課課長補佐	甲斐 直喜
	総務部 政策防災課政策推進係長	大和 貴文（第3回から）
	総務部 政策防災課政策推進係参事	青木 利成
	総務部 政策防災課政策推進係主事	松本 萌子

4 諮問書

阿市政防第934号
令和2年10月13日

阿蘇市総合計画策定審議会
会長 田 中 弘 子 様

阿蘇市長 佐 藤 義 興

第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）について（諮問）
阿蘇市総合計画策定審議会設置条例第2条の規定に基づき、第2次阿蘇市
総合計画（後期基本計画）について貴審議会の意見を求めます。



諮 問

5 答申書

令和3年8月18日

阿蘇市長 佐藤 義興 様

阿蘇市総合計画策定審議会

会長 田中 弘子

第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和2年10月13日付け阿市政防第934号で諮問のありました第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）（案）につきまして、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会での審議過程並びにパブリックコメントによる市民の声を尊重するとともに、特に下記事項に留意され、その実現に努められますよう要望します。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、広く市民に周知を図り、市民との協働で取り組むまちづくりを進めるとともに、後期基本計画に定めた施策を着実に推進することができるよう、成果指標を活用して市民にも、わかりやすい適切な進捗管理に努められたい。
- 2 重点施策とした「復旧・復興から発展」は、過去の災害における復旧状況を検証し、同時に新型コロナウイルス感染症からの再生に、市民・地域・事業所・行政とが総力をあげて取り組み、新しい生活様式の定着と新時代に即した、農林畜産業・商工業・観光業等の経済基盤の回復に向け全力で取り組まれたい。
- 3 若年層を中心とした本市からの人口流出を抑制するため、働く場の確保・子育てに優しい環境整備・移住定住環境の創出に取り組まれたい。



答 申

SDGs 対応表

政策	実施施策	主要な施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
「躍進」	3：農政課 担い手育成と地域の特性を活用した農林畜産業の振興	畜産の振興と原野の保全と利活用				
		林業振興と森林保全				
		農業生産基盤の整備促進				
		農業担い手の育成・支援				
		農地の有効利用の促進と経営支援				
	4：観光課 魅力ある観光地域づくりの推進	滞在交流型観光の創出				
		観光資源の磨き上げと拡充				
		観光客の受入態勢の強化				
		観光客誘致活動の推進				
	5：まちづくり課 持続可能な経済成長及び生産消費形態を維持、働きがいのある雇用促進	地域づくりの充実				
		移住・定住の促進と対策				
		商工業の振興				
		ふるさと納税制度の利用拡大と推進				
	6：農業委員会事務局 農地等の利用最適化の推進	担い手への農地集積・集約化				
		耕作放棄地に関する措置				
「元気」	7：教育課 「生きる力」の育成及び生涯を通じて学べる社会教育の推進	生きる力を育む学校教育の充実				
		生きがいと潤いのある社会教育の振興				
		郷土の誇りと愛着のある歴史・文化の振興				
		健康と体力づくりを目指す生涯スポーツの振興				
「健康」	8：市民課 窓口サービスと市民生活の向上及び循環型社会の構築	窓口サービスの充実				
		生活困窮者の自立支援				
		消費生活の向上				
		ごみ処理対策の推進				
		循環型社会の形成				
	9：人権啓発課 人権を尊重し、支え合える地域社会及び男女共同参画社会の実現	人権・同和教育の啓発及び推進				
		指導者育成及び活動の支援				
		男女共同参画の推進及び人材育成				
	10：福祉課 いまでもこれからも安心して共に暮らせる福祉の充実	要保護者の保護及び自立支援				
		障がい者の暮らし支援				
		高齢者の生きがいづくり				
		子育て世帯の育児支援				
		命を大切にする福祉体制の充実				

SDGs 対応表

5 ジェンダー 平等を実現 しよう	6 安全な水と トイレを世 界中に	7 エネルギー をみんなに そしてク リーンに	8 働きがい も経済成 長も	9 産業と技術 革新の基盤 をつくろう	10 人や国の 不平等を なくそう	11 住み続けら れるまちづ くりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動 に具体的 な対策を	14 海の豊か さを守ろ う	15 陸の豊か さも守ろ う	16 平和と公 正をすべ ての人に	17 パートナ シップで目 標を達成し よう
												
												
												
												
												
												
												
												
												
												
												
												
												
												
												
												
												
												
												

SDGs 対応表

政策	実施施策	主要な施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
「健康」	11：ほけん課 生涯を通じた健康づくりの推進	市民の主体的な健康づくりの支援				
		地域医療体制の充実と保険制度の安定的運営				
		介護予防・生活支援の充実				
		国民年金制度の周知啓発				
	12：阿蘇医療センター 地域の中核病院として患者の視点に立った医療の提供	救急医療の充実				
		地域完結型医療の推進				
		脳疾患・急性冠症候群及び特殊疾患の治療体制の整備				
		健診業務の充実による予防医療の確立				
		災害時医療の確保				
「安全」	13：建設課 安全で安心なインフラ環境整備と住宅等耐震化の推進	道路施設等の長寿命化				
		道路施設等の整備				
		河川施設等の整備				
		住宅・建築物の耐震化促進				
	14：住環境課 阿蘇の自然と共生する住・環境の形成	持続的発展可能なまちの形成				
		公共用水域の水質保全				
		安全・安心で快適な市営住宅の提供				
	15：水道課 安心で良質な水道水の安定供給	計画的な老朽管の更新				
		未納者対策と収納率向上				
		水道事業の健全経営				
		災害時におけるライフラインの確保				
「安心」	16：総務課 行政サービスの向上と効率的な行政運営の推進	電子自治体の推進				
		行政区への側面的な支援				
		職員の能力開発・育成及び適正な人員配置				
		行政改革の推進				
	17：財政課 財政健全化の推進	入札・契約事務の適正化				
		公有財産の有効活用				
		財政基盤の強化				
	18：政策防災課 安心な地域や暮らしをつなぐまち	広報・広聴活動の強化				
		地域公共交通の維持・確保				
		防災・減災対策の充実				
	19：税務課 適正な課税と収納による安定性のある自主財源の確保	課税の適正化				
		収納率の向上				
		地籍調査の推進				

[illegible]

第 2 次阿蘇市総合計画

(後期基本計画)

令和 3 年 9 月策定

(令和 3 年 9 月 1 7 日阿蘇市議会にて議決)

阿蘇市 総務部 政策防災課 政策推進係

〒 8 6 9 - 2 6 9 5 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5 0 4 - 1

T E L : 0 9 6 7 - 2 2 - 3 2 3 2

F A X : 0 9 6 7 - 2 2 - 4 5 7 7

E-mail : seisaku@city.aso.lg.jp

U R L : <http://www.city.aso.kumamoto.jp/>



熊本県 阿蘇市